

# 沼田市

## 第5次男女共同参画計画

【令和8年度～令和12年度】

令和8年3月

沼田市





## はじめに



本市では、平成 16 年に「沼田市男女共同参画計画」を策定以降、男女共同参画社会の実現に向けて、これまで様々な施策を進めてまいりました。市民一人一人の幸福と社会全体の発展を実現するためには、性別にかかわらず、誰もが平等に社会参画の機会を享受し、尊厳をもって共に生活し、働き、社会を築く必要があります。

しかしながら、市民意識調査結果からは性別による固定的役割分担意識は少しずつ変化が見られるものの、社会慣習などにおいて今も残っており、これを克服するための更なる取組が求められています。

また、女性の社会参加を促進するための支援が必要な一方で、男性の家庭内での役割を果たすための支援や、男女が互いに尊重し合う環境の醸成も必要です。

さらに、少子化や高齢化が進む中で、ライフステージに応じた柔軟な働き方や、育児・介護支援の充実が一層求められています。

こうした課題に対しても、私たちは一丸となって改善に取り組む必要があります。

今回策定する沼田市第5次男女共同参画計画は、第4次計画から「男女共同参画社会の実現～誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田～」の基本理念を引き継ぎ、本市が直面する課題や新たなニーズを踏まえ、家庭や地域、職場など、あらゆる分野において関係機関と連携しながら施策を推進してまいります。男女の区別なく、誰もが平等に自己実現を果たし、豊かな生活を営むことができる社会を実現するために、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました沼田市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」にご協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和8年3月

沼田市長 星野 稔

# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 男女共同参画に関わる動向 .....	2
(1) 世界の動向 .....	2
(2) 日本の動向 .....	3
(3) 群馬県の動向 .....	4
(4) 沼田市の動向 .....	4
3 計画の位置づけ .....	5
4 計画の期間 .....	6
5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進 .....	6
第2章 統計から見る本市の男女共同参画 .....	7
1 沼田市を取り巻く現状 .....	7
(1) 人口の推移 .....	7
(2) 出生の状況 .....	9
(3) 女性の労働力率 .....	10
(4) 女性の方針決定参画状況 .....	11
(5) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況 .....	13
(6) 第4次計画目標指標の達成状況 .....	14
2 男女共同参画に関する市民意識調査結果概要 .....	15
(1) 男女平等に関する意識について .....	16
(2) 男女の平等感について .....	17
(3) 家庭生活について .....	19
(4) 生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度 .....	21
(5) 子育てや介護について .....	23
(6) 就業について .....	24
(7) 社会活動・地域活動などについて .....	26
(8) 人権などについて .....	28
(9) 男女共同参画について .....	31
3 統計・アンケート結果から見える課題 .....	33
(1) 人口減少・少子高齢化の進行による、労働力の減少 .....	33
(2) 女性の方針決定の場への参画促進 .....	33
(3) 日常生活における意識や役割 .....	33
(4) DVや男女の人権 .....	33
第3章 計画の基本的な考え方 .....	35

1	基本理念	35
2	計画の基本目標	36
3	計画の体系	37
第4章	施策の内容	39
	基本目標1 一人一人が尊重され、支え合うまち	39
	（1）男女共同参画に向けた意識づくり	39
	（2）男女平等を推進する教育・学習の充実	41
	（3）地域における男女共同参画の推進	43
	基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	45
	（1）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	45
	（2）働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進【女性の活躍推進計画】	47
	（3）生涯を通じた健康づくりの推進	50
	基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち	52
	（1）あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】	52
	（2）誰もが安心して暮らせる環境の整備	54
第5章	計画の推進	59
1	計画の推進体制	59
	（1）市の役割	59
	（2）市民の役割	59
	（3）地域団体・事業所等の役割	59
2	計画の進行管理	59
3	数値目標の設定	60
資料編		61
1	沼田市男女共同参画推進委員会について	61
	（1）沼田市男女共同参画推進定委員会設置要綱	61
	（2）沼田市男女共同参画推進委員会委員名簿	62
2	沼田市男女共同参画庁内推進会議について	63
	（1）沼田市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	63
3	男女共同参画関連法	65
	（1）男女共同参画社会基本法	65
	（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	65
	（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	66
	（4）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	66



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

私たちの社会は、時代の移り変わりとともに、家族や働き方のかたち、地域でのつながり方が大きく変化してきました。かつては「男性は働き、女性は家庭を守る」という役割分担が当たり前とされていましたが、現在では、男女ともに仕事と家庭を両立し、地域や家庭においても責任を分かち合うことが求められるようになってきました。少子高齢化や人口減少が進む中で、誰もがその能力を発揮できる環境をつくることは、持続可能な地域社会を形成していく上でも重要な課題です。

国際的には、昭和50（1975）年に国際連合（以下「国連」という。）が定めた「国際婦人年」を契機として、女性の権利拡大や男女平等に関する取組が大きく進展しました。昭和54（1979）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本においても昭和60（1985）年の批准に先立ち、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）が成立し、また、平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法の公布・施行などが進められてきました。さらに、平成27（2015）年には、国連が定めたSDGs<sup>\*1</sup>（持続可能な開発目標）のひとつに「ジェンダー平等を実現し、すべての女性と女児の能力強化を図ること」が掲げられ、世界的な共通目標として位置づけられています。

しかし、世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数」において、令和7（2025）年の日本の順位は148か国中118位と低い水準にとどまり、特に政治や経済分野での女性の参画はまだ十分とは言えません。社会のあらゆる場面において、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っており、配偶者等からの暴力、賃金格差、ワーク・ライフ・バランスの難しさなど、依然として解決すべき課題が存在しています。

近年は、SOGI<sup>\*2</sup>（性的指向・性自認）や障害、国籍、世代など、性別以外の多様な背景を持つ人々の生きづらさにも光が当たるようになりました。すべての人が対等な社会の構成員として尊重され、安心して学び、働き、地域に参加できる環境をつくるのが、これからのまちづくりには不可欠です。

沼田市では、平成16（2004）年に初めて「沼田市男女共同参画計画」を策定して以来、見直しを重ねながら多様な施策を推進し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。これまでの成果と課題、そして変化する社会状況を踏まえ、性別にかかわらずすべての人が個性と能力を発揮し、ともに責任を担いながら政治・経済・社会・文化の各分野で活躍できるまちを目指して、第4次計画の後継となる「沼田市第5次男女共同参画計画」を策定します。

\*1 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。詳細は6ページ参照。

\*2 SOGI：「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとった言葉。

## 2 男女共同参画に関わる動向

男女が対等な立場でその能力を十分に発揮し、政治・経済・社会・文化のあらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現は、現在では世界共通の目標となっています。

国際社会では、昭和54（1979）年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」をはじめ、女性の人権保障とジェンダー平等の実現が繰り返し訴えられてきました。

国の取組を受け、都道府県や市町村でも、自らの地域課題を踏まえた計画づくりが進められ、行動計画の策定や相談・啓発事業を重ねています。

世界から国へ、そして県や市町村へと連なり広がる男女共同参画の取組は、決して一過性のものではなく、持続可能な社会を築くための長期的な挑戦です。私たち一人一人がその意義を理解し、地域の行動計画や具体的な施策を通じて実践していくことこそが、真に平等で誰もが尊重される社会をつくりあげていく原動力となるのです。

### （1）世界の動向

年	内容
平成27年 (2015年)	<b>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でのSDGs提示</b> 平成27（2015）年9月、ニューヨークで開催された国連サミットにおいて、加盟193か国で採択された国際的な行動指針です。 令和12（2030）年までに目指すべき世界共通の目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が示され、ゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての女性や女儿が、差別や暴力から解放され、自らの能力を十分に発揮し、あらゆる分野で平等に参加・活躍できる社会の実現をすることを目指すこととされました。
	<b>「新型コロナウイルス感染症の拡大」による社会の変化</b> 新型コロナウイルス感染の拡大は、社会経済活動に世界的規模の影響をもたらしました。非正規雇用労働者の雇止め、女性の自殺者の増加など、女性や社会的に弱い立場に置かれている人々に深刻な影響を与えたことを背景に、国連から声明が出され、特に、女性に対する暴力防止と救済を重要項目とするよう各国政府に要請しました。

## (2) 日本の動向

年	内容
平成 27 年 (2015 年)	<b>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布</b>
	女性が職業生活のあらゆる段階で、希望に応じてその能力を十分に発揮・活躍できるようにするため、国・地方公共団体・企業に対し、計画策定・環境整備・情報公開を義務・努力義務として定められました。
	<b>「第4次男女共同参画基本計画」策定</b>
	女性活躍推進法やSDGsなど、国内をはじめ国際的な動きを踏まえて策定され、あらゆる分野における女性の参画拡大や安全・安心な暮らしの実現、推進体制の強化などが改めて強調され、暴力根絶、地域・家庭・職場での環境整備などを重点分野として取り組むことが明記されました。
平成 30 年 (2018 年)	<b>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布</b>
	政治分野における意思決定過程への女性の参画を拡大し、実質的な男女共同参画を実現するための環境整備を推進することを目的としたもので、法律上の義務ではなく、努力義務として位置づけられています。
令和元年 (2019 年)	<b>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正</b>
	行動計画・情報公表義務の対象が「常用労働者数101人以上」の企業へ拡大され、認定制度などが見直されました。
	<b>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正</b>
	児童虐待防止法改正と連動し、関係機関の連携強化や児童相談所との情報共有体制を整備するとともに、保護命令違反の罰則が引き上げられるなど、被害者保護と再発防止が一層強化されました。
令和2年 (2020 年)	<b>「第5次男女共同参画基本計画」策定</b>
	SDGsの理念を明確に反映し、ジェンダー平等（ゴール5）と他の目標の連動を強調するとともに、働き方や暮らしの変化に対応する視点、コロナ禍で顕在化した格差や困難への対策も盛り込まれました。
令和4年 (2022 年)	<b>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布</b>
	配偶者等からの暴力（DV）、性暴力や性搾取・性被害、人間関係・経済問題による孤立、若年妊産婦、シングルマザー、ひとり親家庭など近年の複雑化した困難な問題を抱える女性の背景を踏まえ、女性の権利を尊重し、自立を後押しするための新たな包括支援法として制定されました。
	<b>「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）」改正</b>
	男性の育児休業取得促進のため、「産後パパ育休」制度創設などが進められ、制度全体がより柔軟で包括的になり、性別や雇用形態の違いにかかわらず、育児や介護と仕事の両立がしやすくなる社会的な一歩となりました。

年	内容
令和5年 (2023年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正
	被害者保護の実効性を高めるため、自治体や関係機関の連携を図る「協議会」の設置や、SNS等の電子的手段や位置情報を用いたDV行為への対応、加害者への退去命令制度の創設などが盛り込まれました。
令和6年 (2024年)	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）」改正
	子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充など、育児・介護の制度をより現実に即した柔軟なものに進化させ、働く人の個別の事情に応じた支援体制が強化されました。

### （3）群馬県の動向

年	内容
令和3年 (2021年)	「第5次群馬県男女共同参画基本計画」策定
	国の「男女共同参画基本計画」や「男女共同参画社会基本法」に準拠しながら、群馬県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため策定されました。
令和6年 (2024年)	「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」策定
	「ぐんまDV対策推進計画」をベースにしたもので、令和6年施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく都道府県計画として、「DVを受けている女性」や「困難な問題を抱える女性」の実情を踏まえて策定されました。

### （4）沼田市の動向

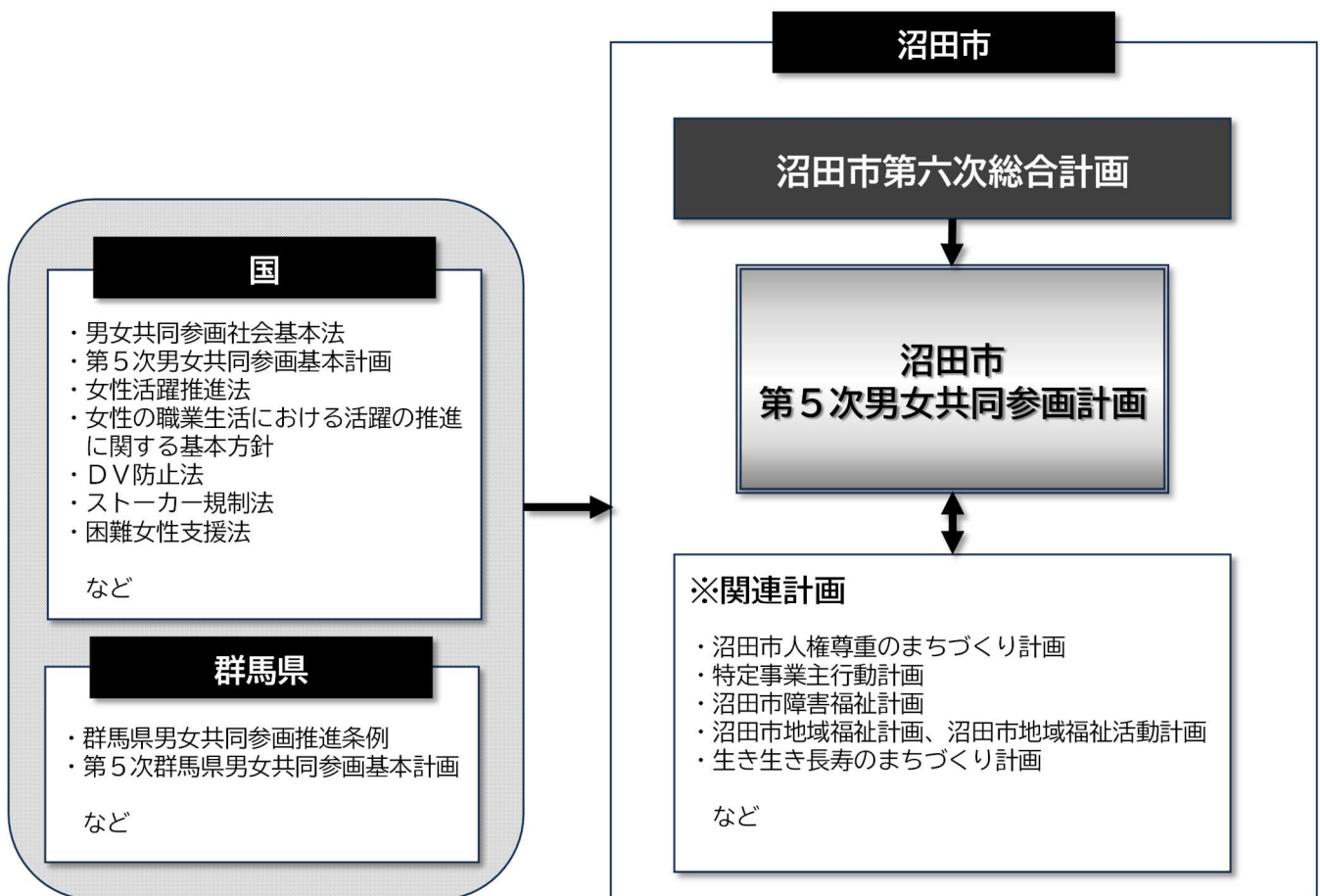
年	内容
平成29年 (2017年)	「沼田市男女共同参画推進委員会」設置
	沼田市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策を推進するため、有識者や市民代表で構成する組織として立ち上げました。
令和3年 (2021年)	「沼田市第4次男女共同参画計画」策定
	国・県の「男女共同参画基本計画」や、関連法に準拠しながら、沼田市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。
令和6年 (2024年)	「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
	市民の男女共同参画社会に関する意識、実態等を把握・分析し、「沼田市第5次男女共同参画計画」の策定及び、沼田市における男女共同参画社会実現に向けた施策をより効果的に進めるための基礎資料とすることを目的に実施しました。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村計画です。  
また、本計画は、以下の法律に基づく市町村計画として一体的に策定しています。

①	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 第6条第2項に基づく市町村推進計画
②	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法) 第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
③	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法) 第8条第3項に基づく市町村基本計画

関連する法律、国・県の計画及び沼田市の関連する計画の関係図は次のとおりです。



## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
計画期間	沼田市第4次男女共同参画計画					沼田市第5次男女共同参画計画 (本計画)				

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、国連で採択された国際的な目標であり、経済・社会・環境の課題を一体的に解決し、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すものです。

17のゴールのうち、ゴール5である「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画の推進が持続可能な社会づくりに不可欠であることを示しています。女性や女兒へのあらゆる差別や暴力の撤廃、社会参画の促進を通じて、すべての人が能力を発揮できる社会を目指します。

本市においても、SDGsの理念を踏まえ、男女共同参画をまちづくりの基盤として位置づけ、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を推進します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



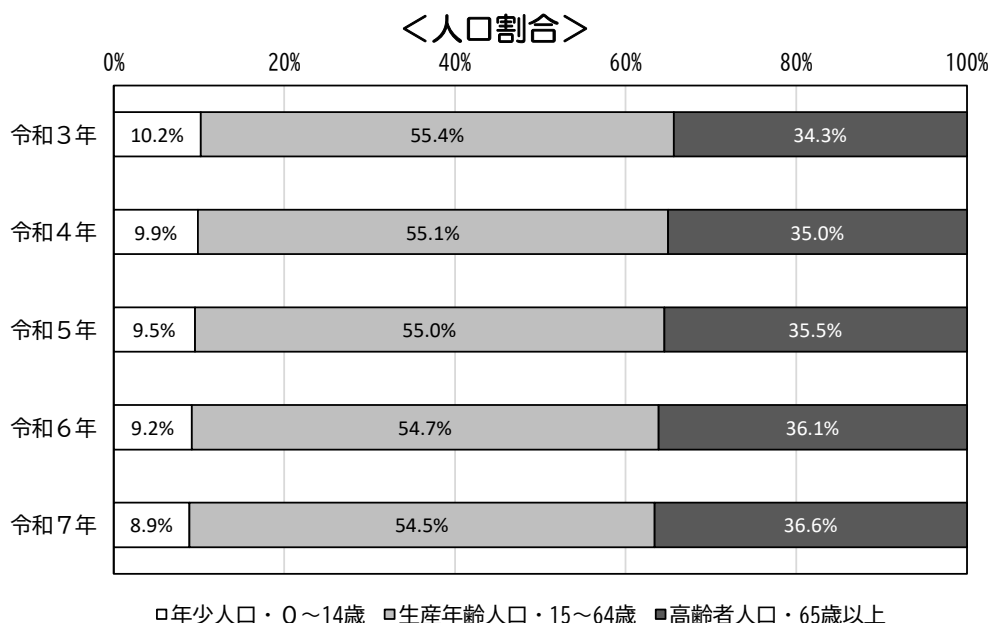
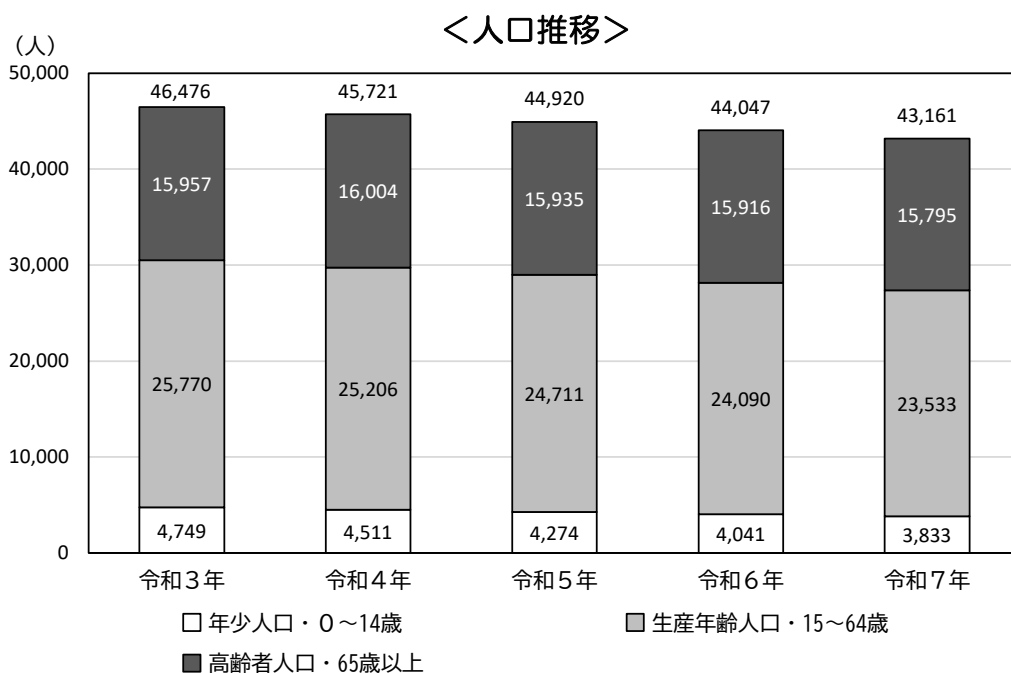
# 第2章 統計から見る本市の男女共同参画

## 1 沼田市を取り巻く現状

### (1) 人口の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和7年で43,161人と、令和3年より3,315人減少しています。

また、高齢者人口の割合(65歳以上)が令和7年は36.6%と、令和3年より2.3ポイント増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

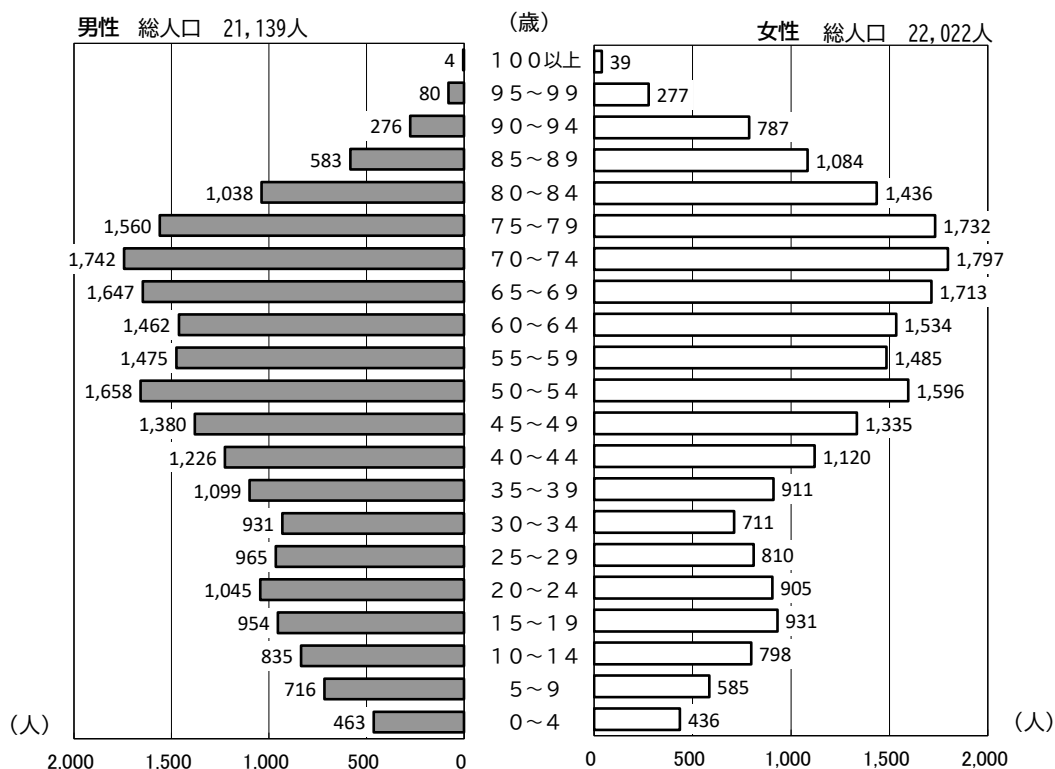
第2章 統計から見る本市の男女共同参画

本市の人口構造は、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進んでいます。

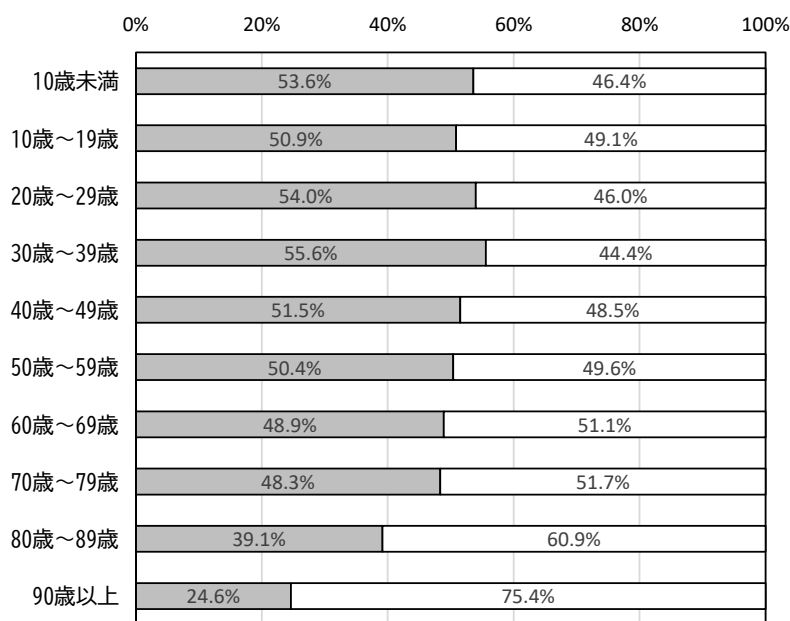
年齢階級別に見ると、70～74歳の層が最も多く、55～59歳以降では女性の人口が男性を上回っています。

世代別の男女構成比では30～39歳の世代で女性の割合が最も低く、出産・子育て期の女性が市内から流出していることがうかがえます。

<年齢階級別人口>



<世代別男女構成比>



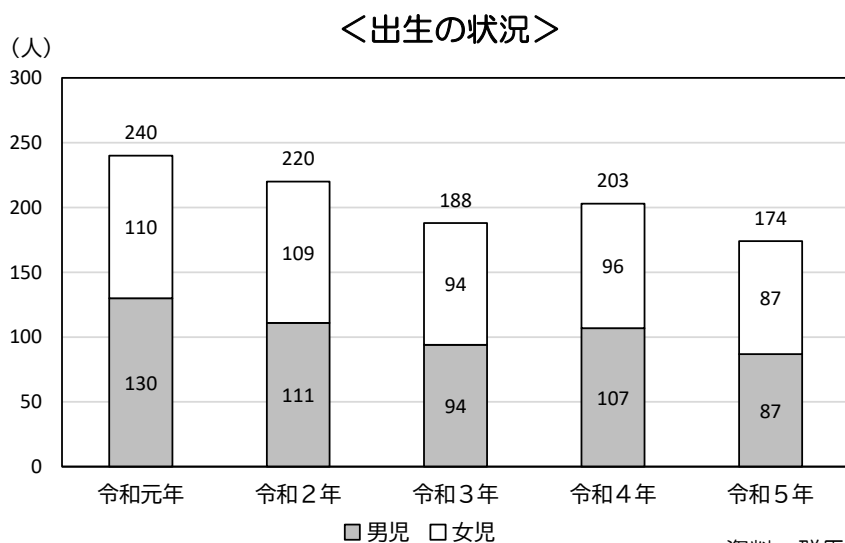
□ 男性 □ 女性

資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

## (2) 出生の状況

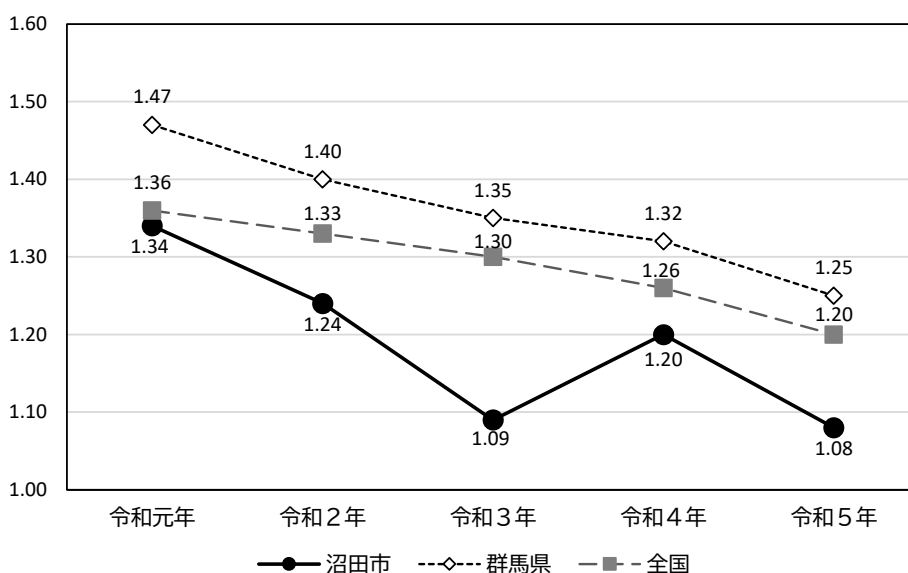
本市の出生数は減少傾向で推移しており、令和5年には174人と、令和元年より66人減少しています。

また、本市と群馬県や全国の市町村の合計特殊出生率<sup>※1</sup>を比較すると、本市は群馬県や全国平均の数値より低い水準で推移しており、令和5年では1.08と、群馬県平均と比較して0.17ポイント、全国平均と比較して0.12ポイント低くなっています。



資料：群馬県人口動態統計概況

### <沼田市・群馬県・全国の合計特殊出生率比較推移>



資料：群馬県人口動態統計概況

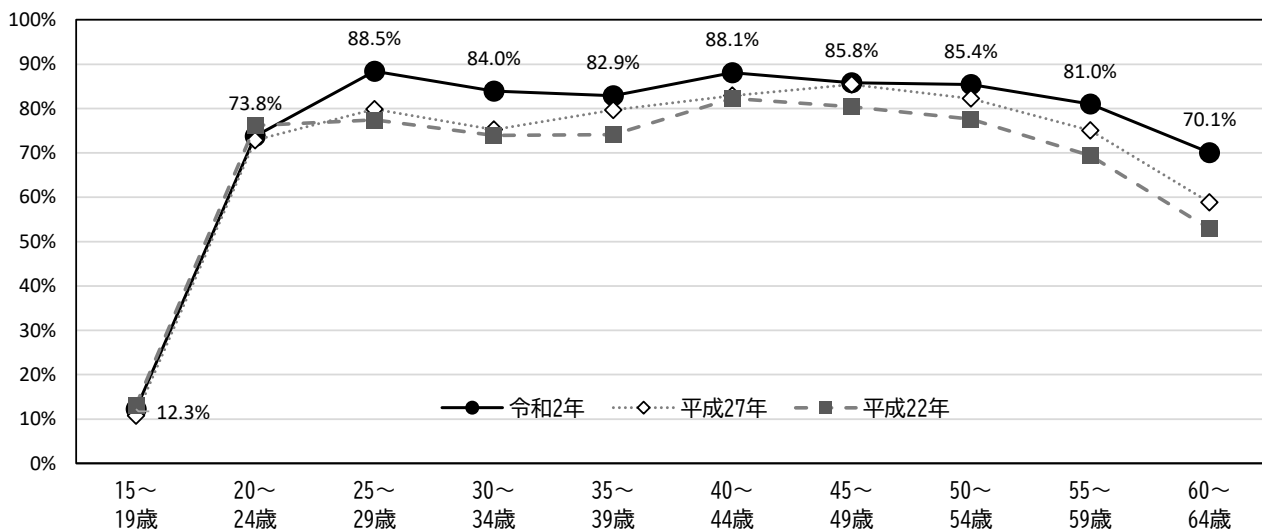
<sup>※1</sup> 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯で産む子どもの平均数を示す指標。

### (3) 女性の労働力率

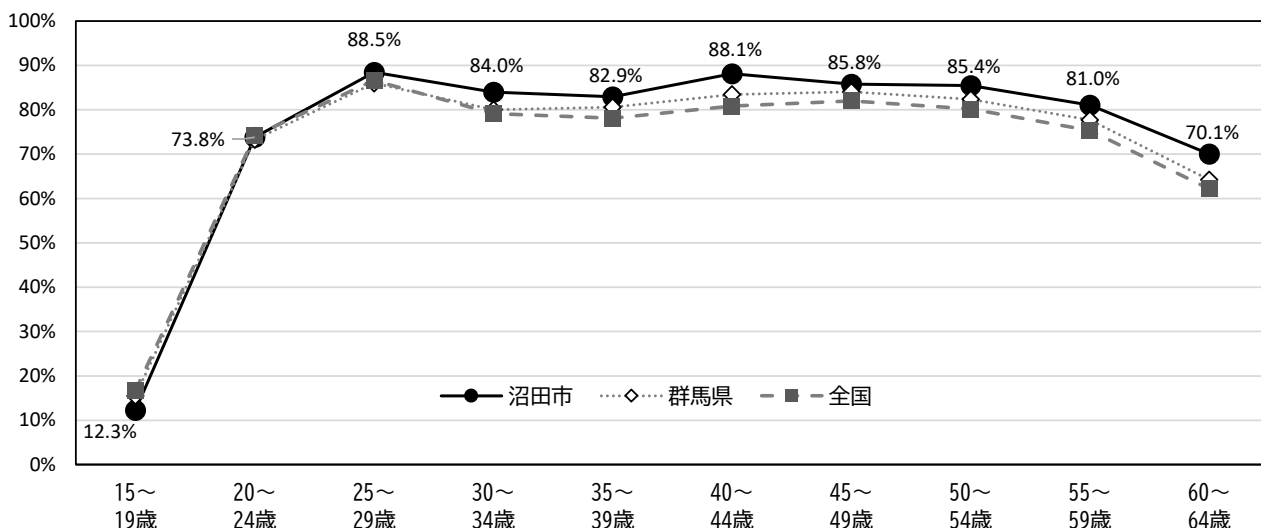
本市の女性の労働力率<sup>※1</sup>を年齢階級別で見ると、女性労働力率推移で見られる「M字型曲線<sup>※2</sup>」は徐々に解消されつつあり、結婚・出産の際に離職する女性が減少していることがうかがえます。

また、群馬県や全国平均と比較すると、本市の女性の労働力率は比較的高く推移しており、本市における女性の職業参加が活発であることが示されています。

＜本市の女性の労働力率経年変化＞



＜沼田市・群馬県・全国の女性の労働力率比較（令和2年）＞



資料：国勢調査

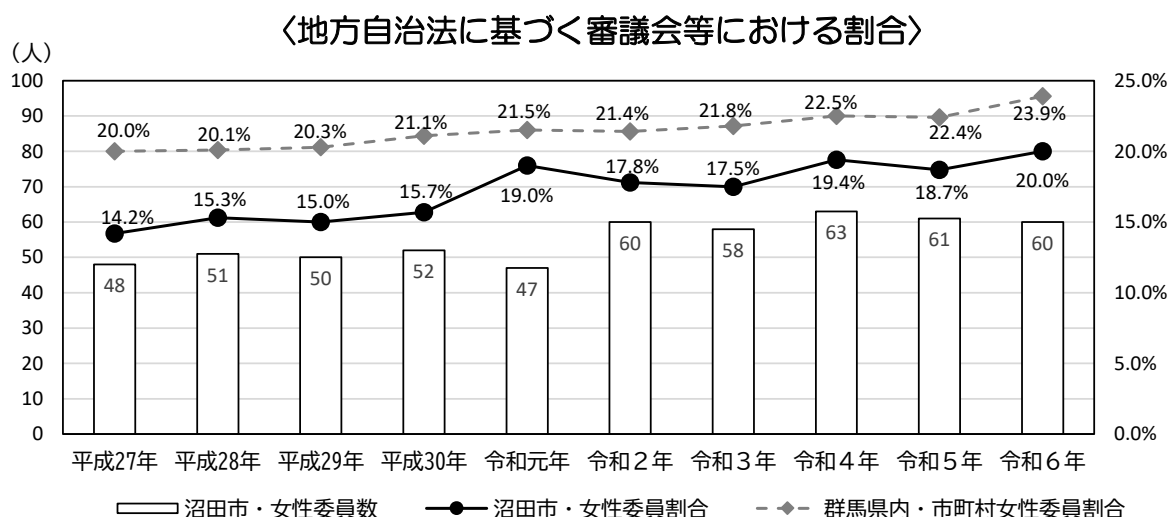
※1 労働力率：労働力人口（就業者＋完全失業者）／15歳以上人口（労働力状態不詳を含む）

※2 M字型曲線：女性の労働力率を年齢階級別に表すと、20代後半から30代にかけて低下し、40代で再上昇する「M」の字のような形状を示すこと。

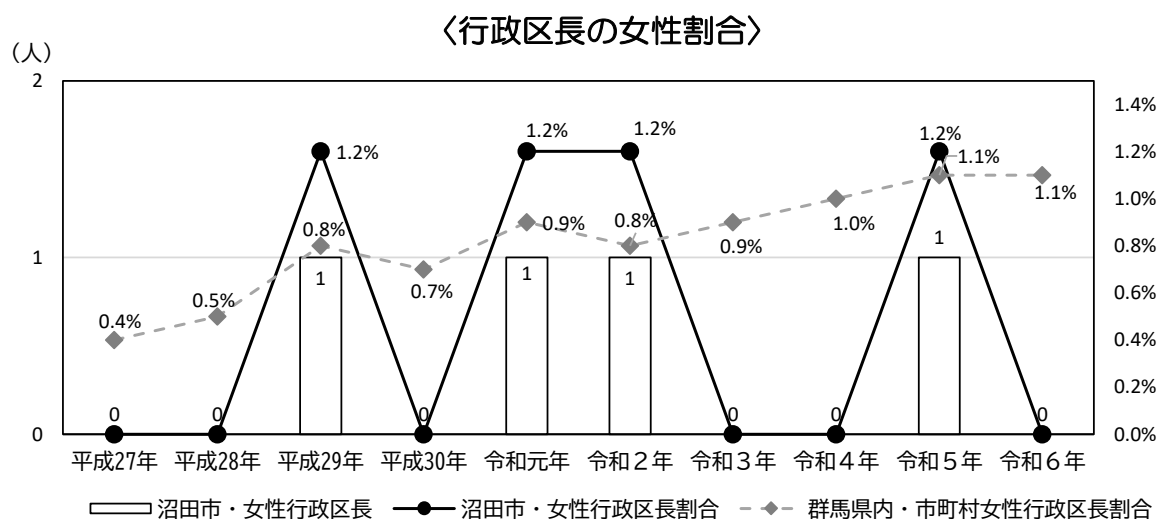
### (4) 女性の方針決定参画状況

市政や市内の自治会など、あらゆる方針決定の場での女性の参画割合が公表されています。本市と群馬県内の市町村の比較は次のとおりです。

「地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等」での女性委員数は、令和6年で60人、登用割合20.0%となっています。群馬県内の市町村平均より3.9ポイント低くなっていますが、平成27年以降、増加傾向にあることが分かります。



行政区長に占める女性の割合は、令和5年では1人の登用がありましたが、令和6年で0人となるなど、0人と1人を繰り返しており、引き続き課題となっています。

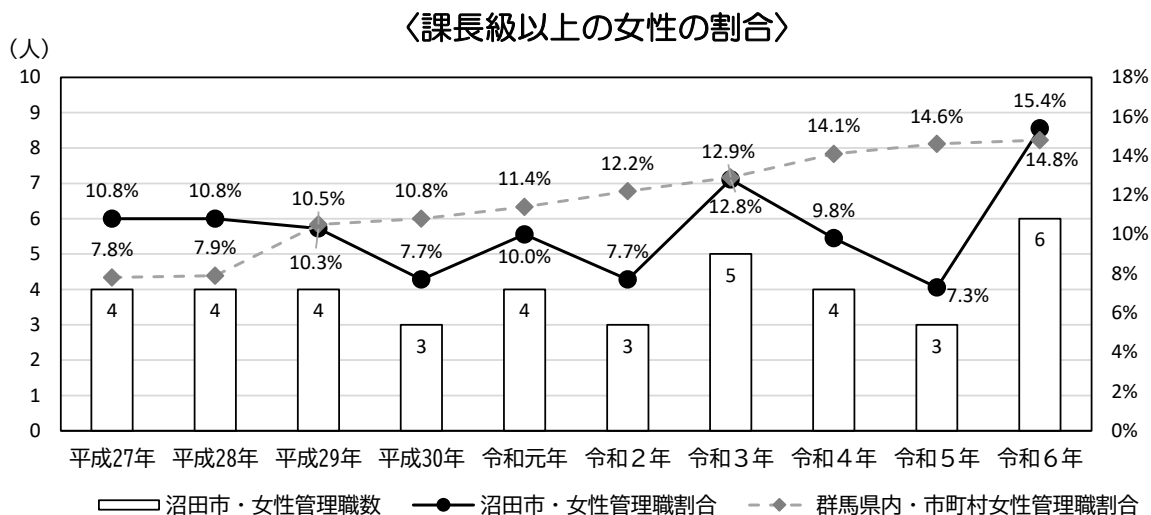


資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況  
市町村女性参画状況見える化マップ

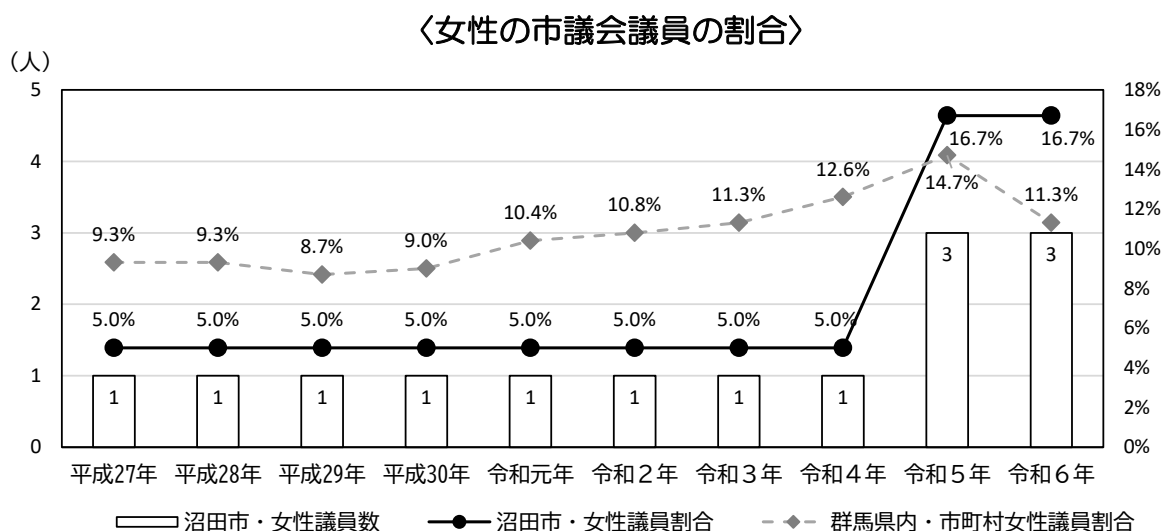
第2章 統計から見る本市の男女共同参画

沼田市役所における女性管理職の割合は、群馬県内の市町村平均を下回る状況となっていました。令和6年には前年から倍増して15.4%となり、県内の平均を上回っています。

過去10年間の実数自体は3人～6人で推移しており、大幅に変動はしていない状況となっています。



女性の市議会議員数とその割合は、令和4年まで1人5.0%でしたが、令和5年より3人16.7%となっており、群馬県内の市町村平均を上回る状況となっています。



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況  
市町村女性参画状況見える化マップ

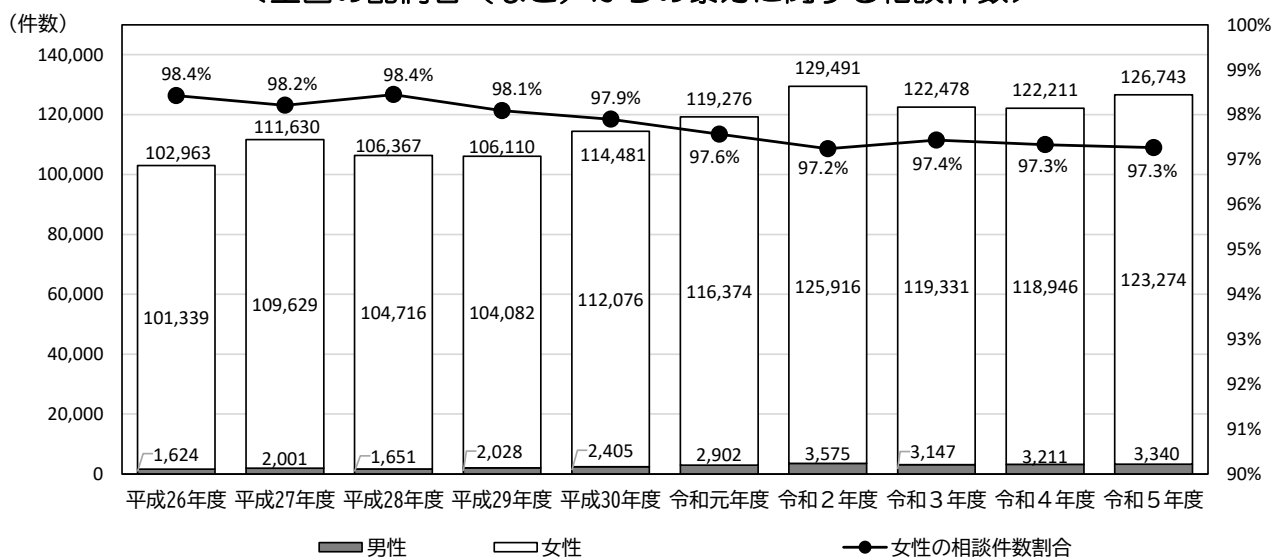
### (5) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況

令和5年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、126,743件となっており、令和元年度と比較して7,467件増加しています。

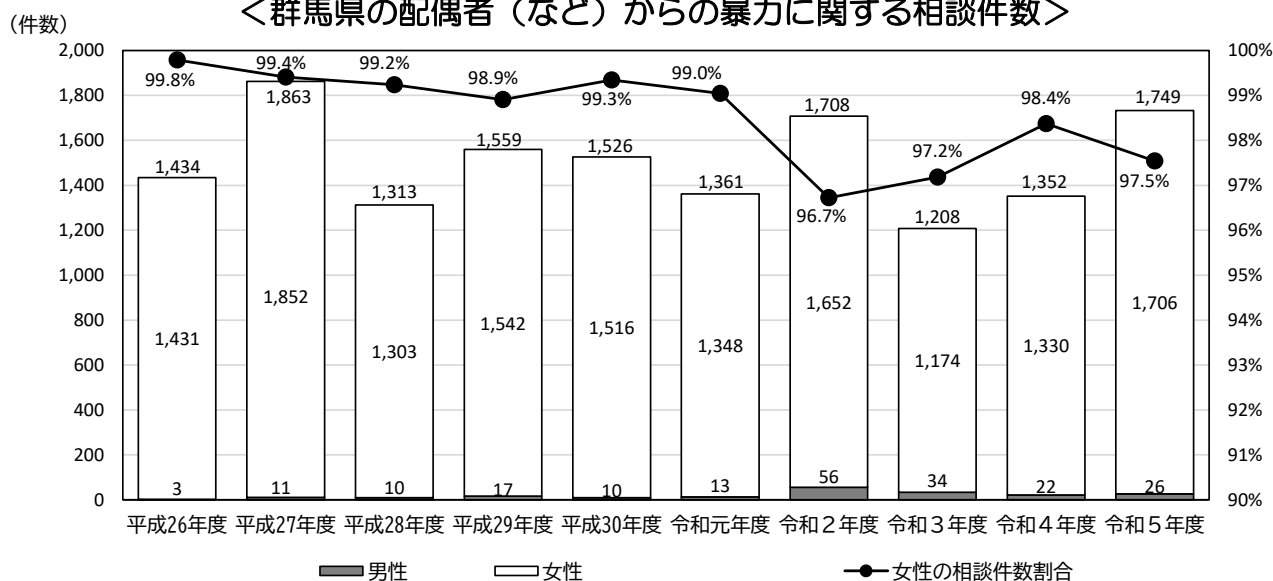
また、過去5年間で最も相談件数が多かった令和2年度は129,491件ですが、コロナ禍による社会全体の生活スタイルの変化などが理由と推察されます。一方、群馬県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、全国と同様に令和2年度で多くなっているものの、令和5年度はさらに上回り1,749件と過去5年間で最も多くなっています。

今回の市民意識調査でも、DV被害者への必要な支援(30ページ参照)として「被害者への相談窓口の情報提供や、相談窓口を増やすこと」が男女とも5割以上の回答を得るなどしており、『相談ができる所』は今後も非常に重要なものと考えられます。

＜全国の配偶者（など）からの暴力に関する相談件数＞



＜群馬県の配偶者（など）からの暴力に関する相談件数＞



資料：内閣府・男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」

### (6) 第4次計画目標指標の達成状況

基本目標	項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績 (令和6年度)	目標値に対する達成度		
1 一人一人が尊重され、支え合うまち	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合	47.6%	55.0%	49.8%	90.5%		
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女が「平等になっている」と回答した人の割合	25.2%	30.0%	26.7%	89.0%		
	男女共同参画に関する講演会の参加者数	130人	150人	60人	40.0%		
2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合	44.5%	50.0%	50.5%	101.0%		
	現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で分担している人の割合	23.1%	30.0%	22.4%	74.7%		
	市の審議会等における女性委員の割合	※1	24.1%	30.0%	23.9%	79.7%	
		※2	17.5%	20.0%	20.0%	100.0%	
	女性活躍推進法関係	職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合	42.2%	50.0%	46.8%	93.6%	
		市職員が育児休業制度を取得した割合	男性	0%	10.0%	100.0%	1000%
			女性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	市職員の管理職のうち女性の割合	10.0%	20.0%	15.4%	77.0%		
女性の区長の人数	1人	2人	0人	0.0%			
家族経営協定の締結数	50組	60組	52組	86.7%			
3 安心して暮らせるまち、互いに認め合い、	DVを経験した(「受けたことがある」、「したことがある」と回答した人の割合) <sup>※3</sup>	身体	6.1%	0%を目指す	7.1%	—	
		精神	9.2%		11.5%	—	
		性的	2.8%		2.7%	—	
		経済的	4.4%		5.1%	—	
		社会的	4.6%		4.0%	—	
	国民健康保険特定健康診査の受診率	男性	46.3%	60.0%	41.4%	69.0%	
		女性	54.3%	60.0%	49.9%	83.2%	
	乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診率	乳がん	13.6%	50.0%	11.9%	23.8%	
子宮頸がん		13.0%	50.0%	12.2%	24.4%		
前立腺がん		13.3%	50.0%	11.9%	23.8%		

※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等 (平成24年4月1日から調査開始)

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

※3 目標値が0%であることから、達成度の数値として適当でないため、掲載なしとする。

## 2 男女共同参画に関する市民意識調査結果概要

### ① 調査の目的

市民の男女共同参画社会に関する意識、実態等を把握・分析し、次期「沼田市男女共同参画計画」の策定及び、沼田市における男女共同参画社会実現に向けた施策をより効果的に進めるための基礎資料とすることを目的に行いました。

### ② 調査方法・回収結果

調査の方法及び調査票の回収結果は次のとおりです。

調査実施期間	令和6(2024)年9月1日～9月30日
調査対象	市内在住の18歳以上70歳未満の市民2,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
配布・回収方法	配布は郵送法(返信用封筒を同封) 回収は郵送法又はインターネット専用フォームによる回答
有効回収数	634件(有効回収率31.7%) うち回答用紙476件(有効回収数の75.1%)・インターネット158件(同24.9%)

### ③ 集計結果のみかた

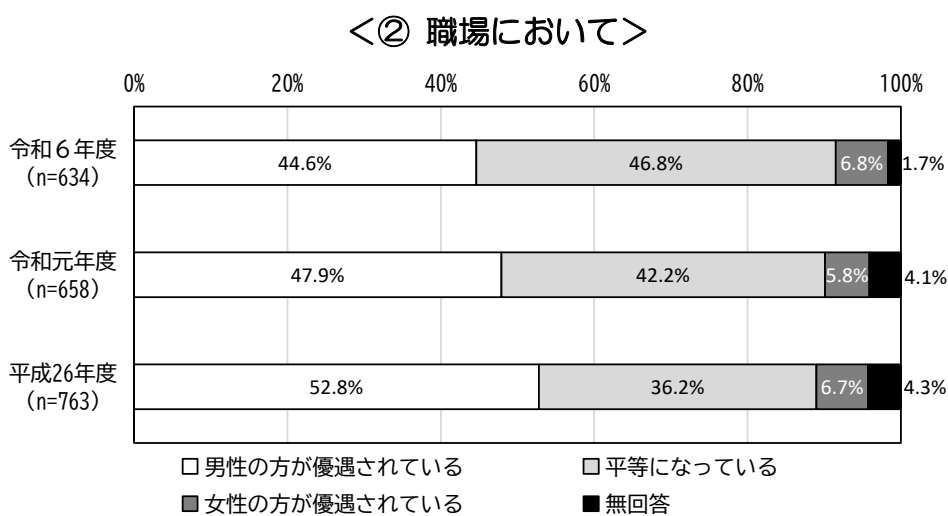
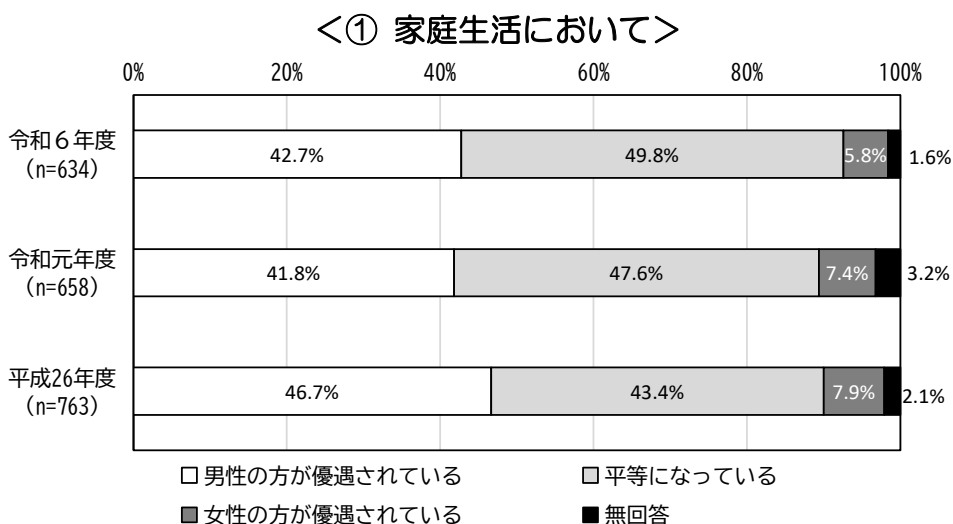
- 属性別の集計において、図表で示す構成比率(%)は、特にことわりがない場合、各属性の総数を母数(n)としています。また、これまでの調査から継続する質問について、比較として示す値の母数もこれに準じます。
- 集計結果は、小数点第二位を四捨五入し、構成比率(%)で小数点第一位まで表示しています。そのため、表示された構成比率の合計が100.0%にならない場合や、差の値や合計値が、表示された値から算出したものとは異なる場合があります。
- 図表及び本文中に示す項目(選択肢)内容は、省略して表示することがあります。
- 図中の値表示について、3.0%未満の場合、表示をしないことがあります。
- 属性別の集計において、回答者の年齢は、各年齢区分に応じて「18～29歳」「30歳代」「40歳代」「50歳代」「60歳代」と表示します。また、回答者の職業のうち、「常勤の勤め人(会社員、公務員、団体職員等)」は「常勤」、「自由業・自営業」は「自営業等」、「臨時・非常勤・パート、アルバイト・フリーターなどの勤め人」は「非常勤」と表示します。



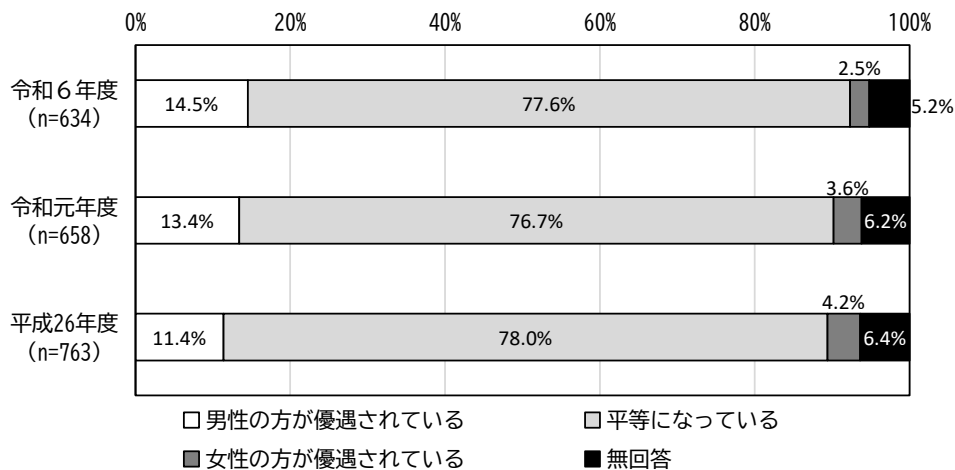
## (2) 男女の平等感について

男女の平等感については、あらゆる場面で「男性の方が優遇されている」の割合が、「女性の方が優遇されている」を上回っている状況が続いています。

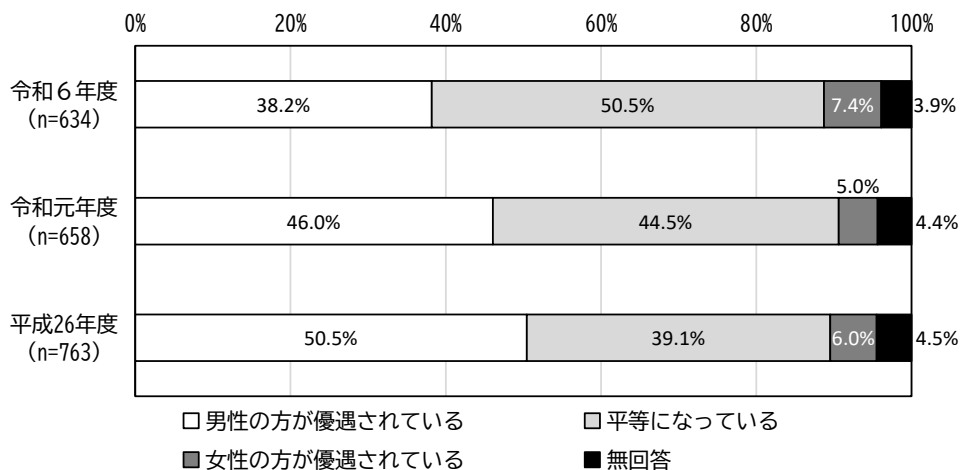
「平等になっている」は、<⑤ 社会通念・慣習・しきたりにおいて>を除き、令和6年度調査では、「男性の方が優遇されている」より割合が高くなっています。



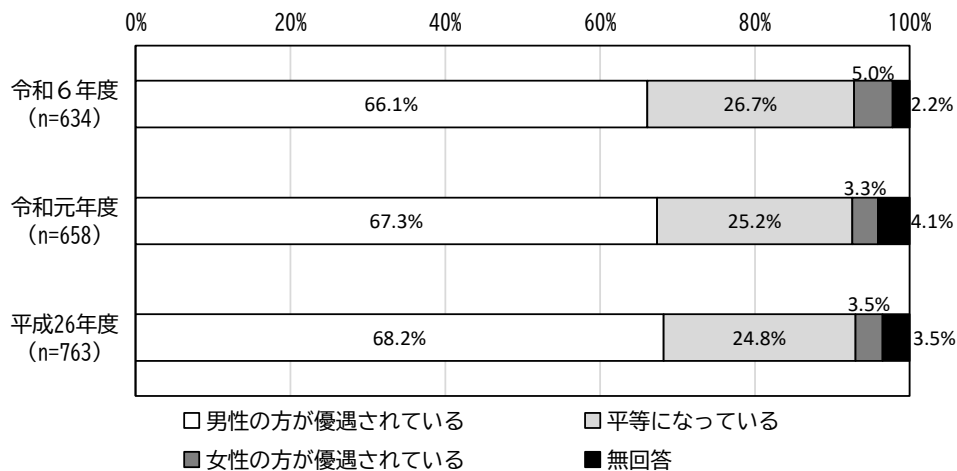
＜③ 学校教育の場において＞



＜④ 地域社会において＞



＜⑤ 社会通念・慣習・しきたりにおいて＞



### (3) 家庭生活について

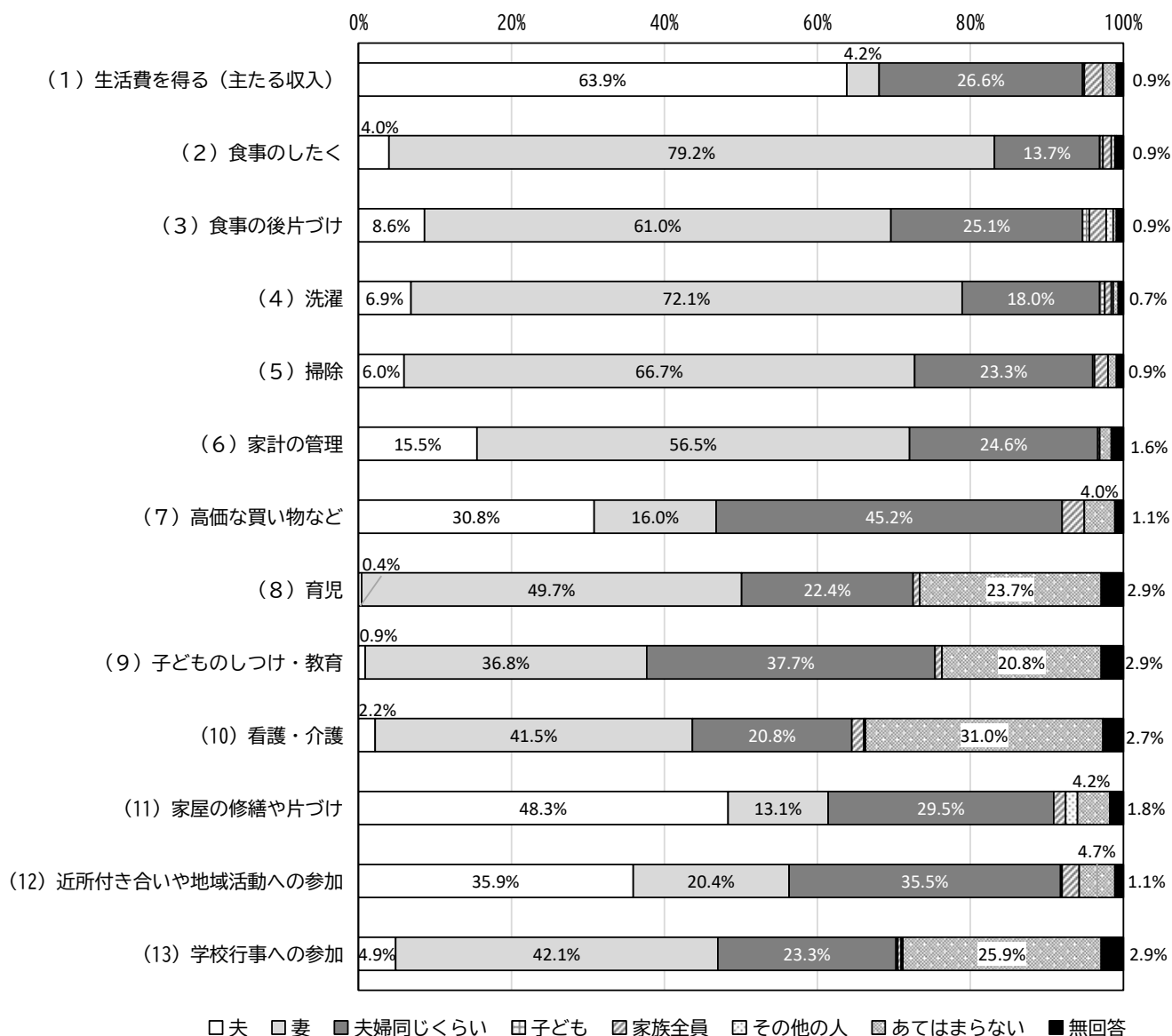
家庭内の役割で、「夫」の比率が高いのは、「生活費を得る」が63.9%、「家屋の修繕や片づけ」が48.3%となっています。

また、「妻」の比率が高いのは、「食事のしたく」が79.2%、「食事の後片づけ」が61.0%、「洗濯」が72.1%、「掃除」が66.7%となっています。

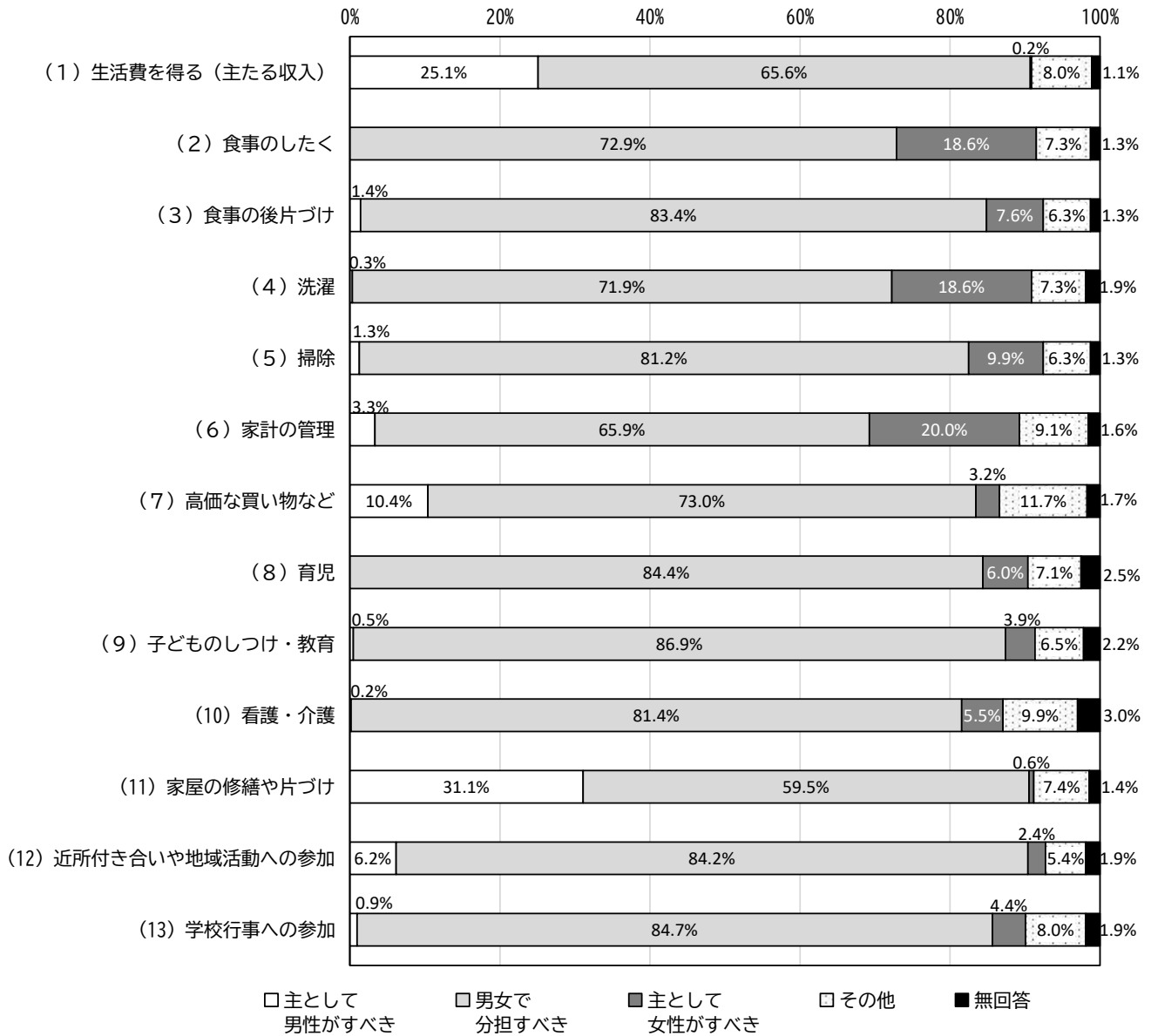
生活費を得るのは主に男性（夫）の役割、家事は主に女性（妻）の役割と家庭における固定的性別役割分担意識が依然として強い傾向にあることが分かります。

一方、理想的な役割分担については、すべての項目で「男女で分担すべき」との回答が多く、実態とは異なった考えが見られます。

＜現在の家庭内の役割＞



<理想の家庭内の役割>



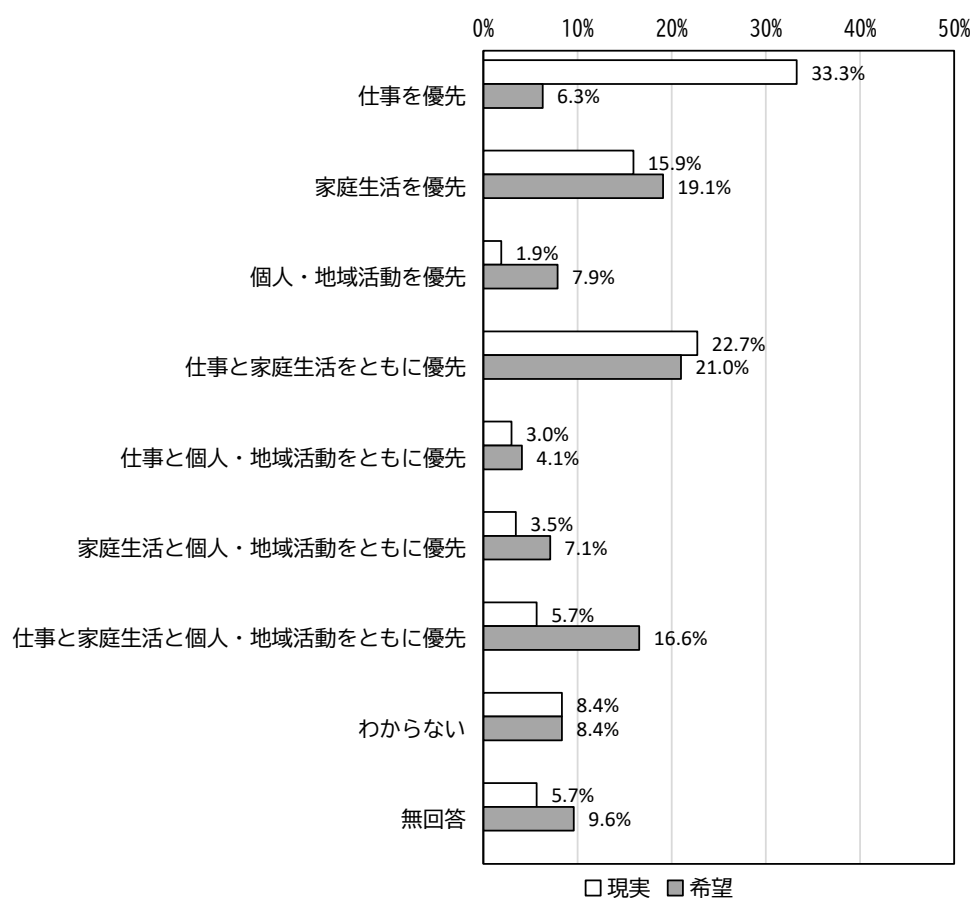
#### (4) 生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度

生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度について、「仕事を優先」は、【現実】が33.3%に対し、【希望】が6.3%と、現実と希望でかなりの差があります。

また、「仕事と家庭生活と個人・地域活動をともに優先」は、【現実】が5.7%に対し、【希望】が16.6%と、こちらも差があります。

一方、「仕事と家庭生活をともに優先」では、【現実】と【希望】に大きな差が見られない結果になりました。

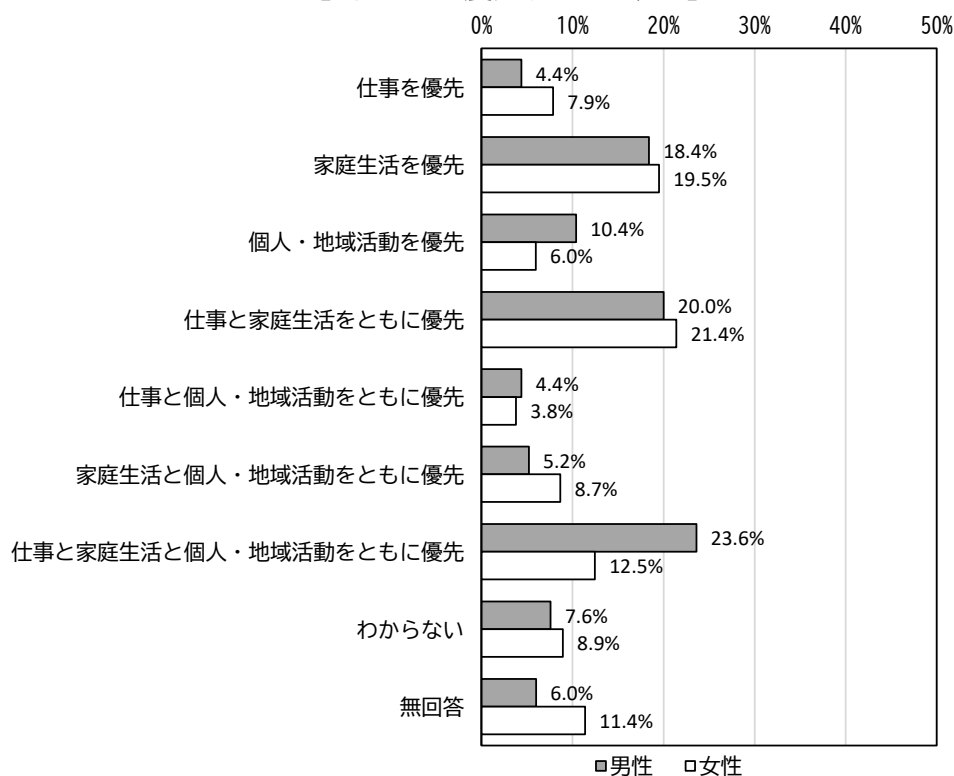
＜生活の中での活動の優先度＞



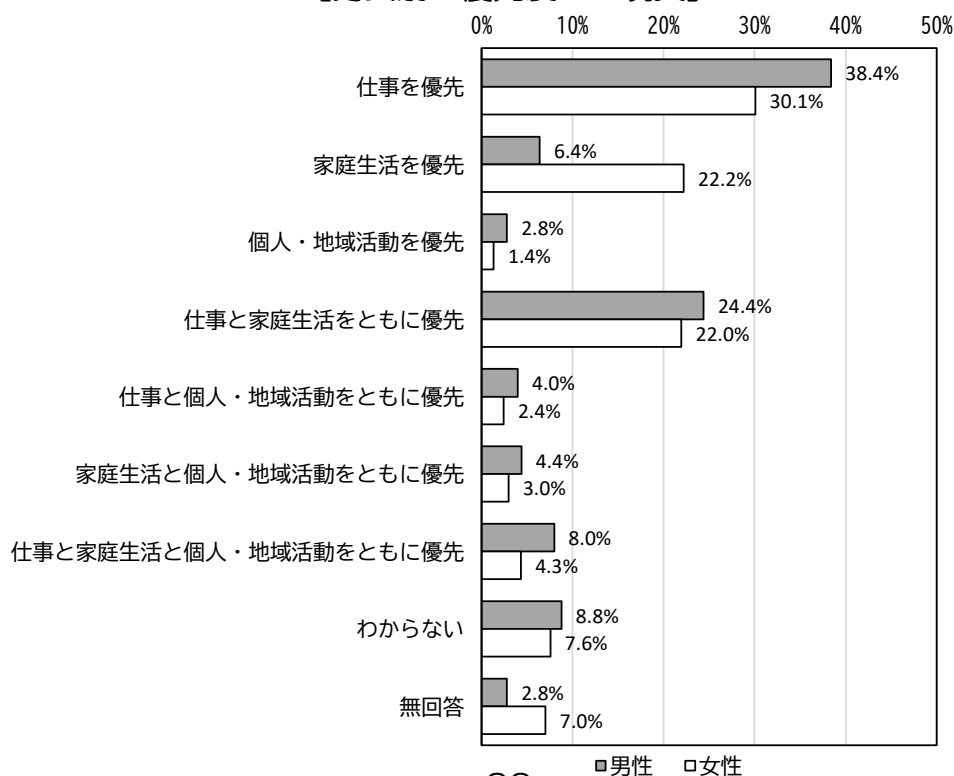
生活の中での活動の優先度を男女別に見ると、男女とも【希望】としては、「仕事と家庭生活をともに優先」が最も多い状況ですが、【現実】では、男女とも「仕事を優先」が最も多くなっています。

「仕事を優先」では、男性は【希望】（4.4%）に対し、【現実】（38.4%）との差が34.0ポイントとなっており、女性の【希望】（7.9%）と【現実】（30.1%）の差は22.2ポイントと、男女差が大きいものとなっています。

【男女別の優先度 ※希望】



【男女別の優先度 ※現実】

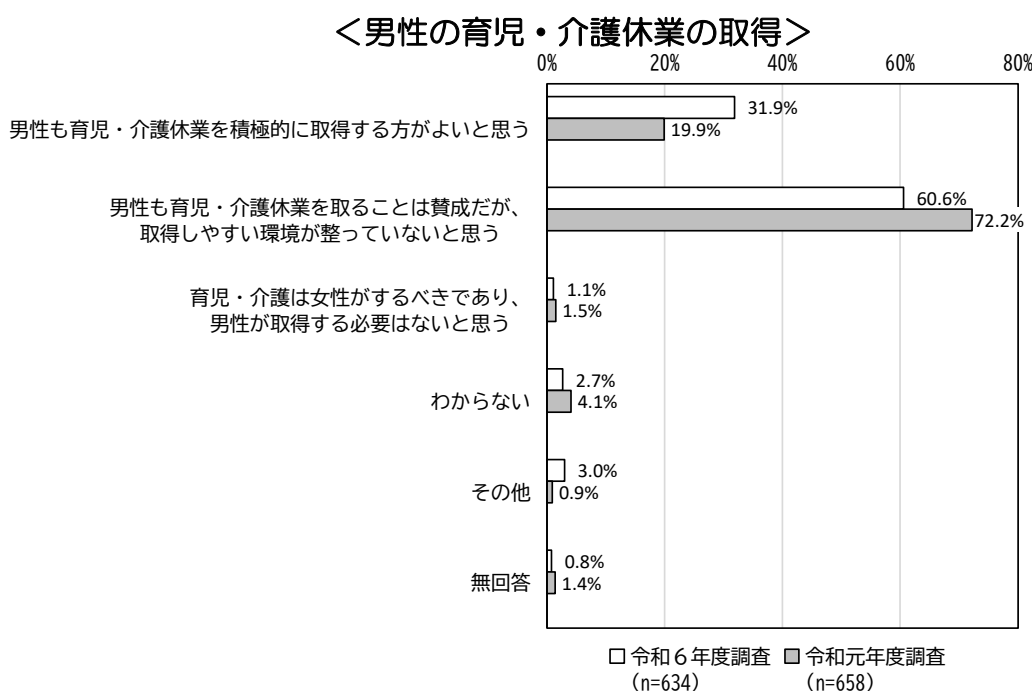
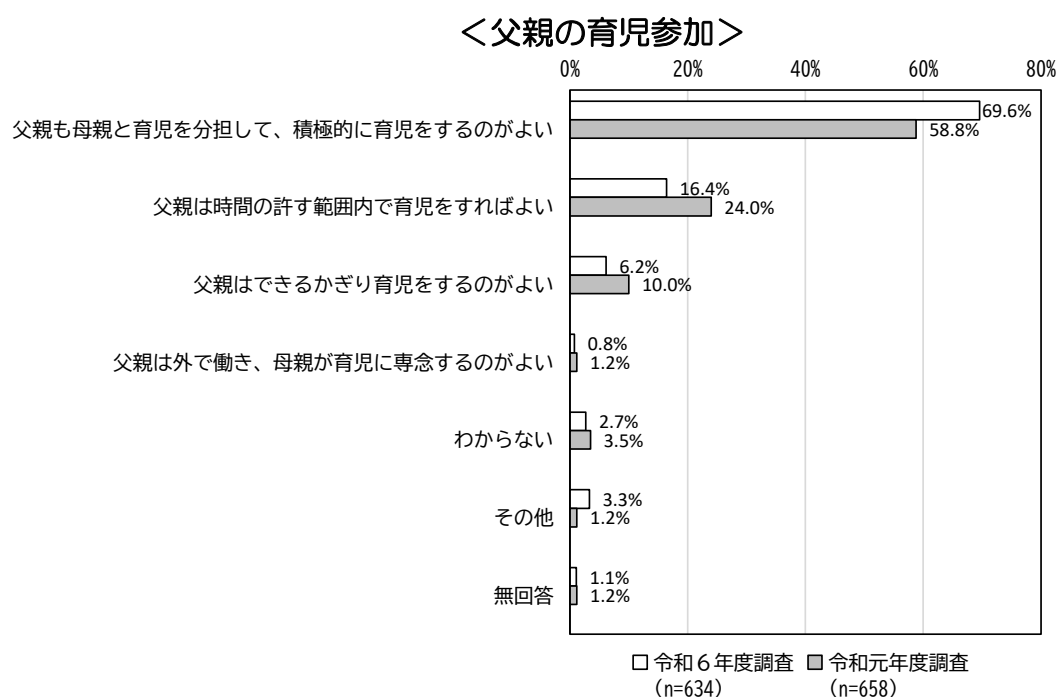


## (5) 子育てや介護について

＜父親の育児参加＞については、「父親も母親と育児を分担して、積極的に育児をするのがよい」が69.6%となっており、前回調査より支持される結果となりました。

また、＜男性の育児や介護休業の取得＞については、「男性も育児・介護休業を積極的に取得する方がよいと思う」が31.9%と前回調査より高くなり、「男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、取得しやすい環境が整っていないと思う」が60.6%と前回調査の結果を下回りました。これは、前回の調査時点より、男性の育児・介護休業の取得のための環境整備が進んできていると考えられます。

しかしながら、依然として「環境が整っていない」の回答割合が高いことは、一つの課題と考えられます。

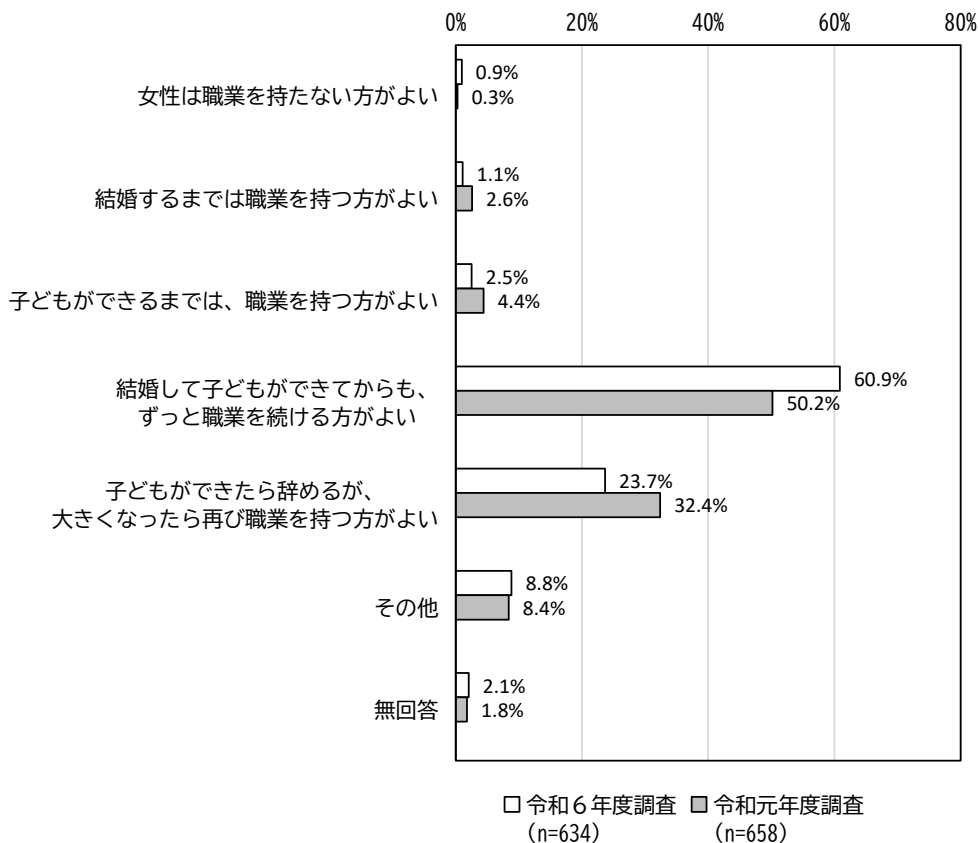


## (6) 就業について

女性が職業を持つことについては、「結婚して子どもができてからも、ずっと職業を続ける方がよい」が60.9%と最も高く、前回調査より約10ポイント増加しました。

次いで「子どもができたなら辞めるが、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が23.7%となっており、こちらは前回調査より約10ポイント減少しました。

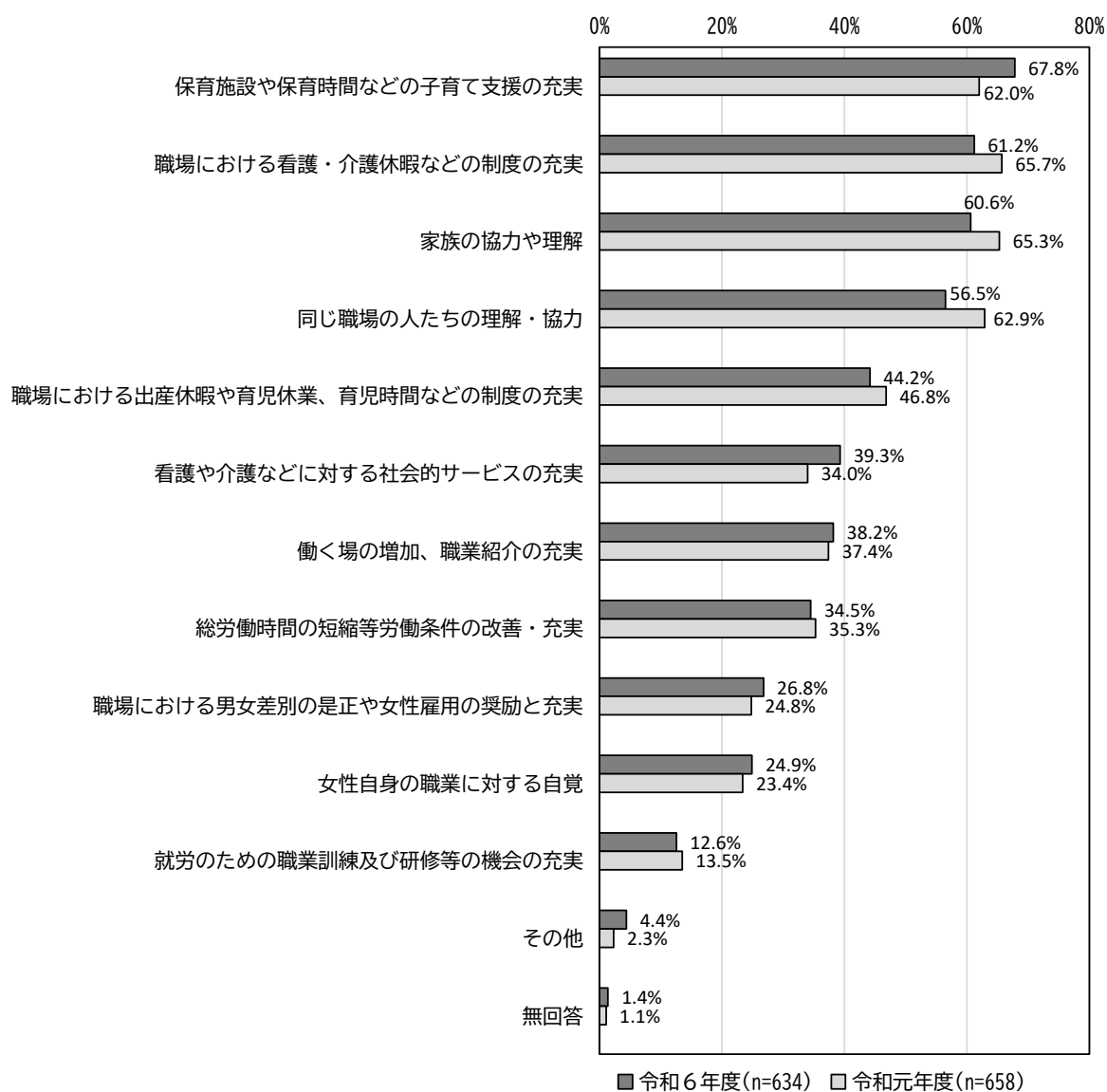
<女性が職業を持つことについて>



女性が働き続けるために必要なことは「保育施設や保育時間などの子育て支援の充実」が67.8%と最も高く、次に「職場における看護・介護休暇などの制度の充実」(61.2%)、「家族の協力や理解」(60.6%)の2項目が6割以上となっています。

前回調査(令和元年度)と今回調査(令和6年度)で、大きな変化は見られませんが、「保育施設や保育時間などの子育て支援の充実」「看護や介護などに対する社会的サービスの充実」「働く場の増加」「職場における男女差別の是正や女性雇用の奨励と充実」「女性自身の職業に対する自覚」は前回調査より若干高くなっています。

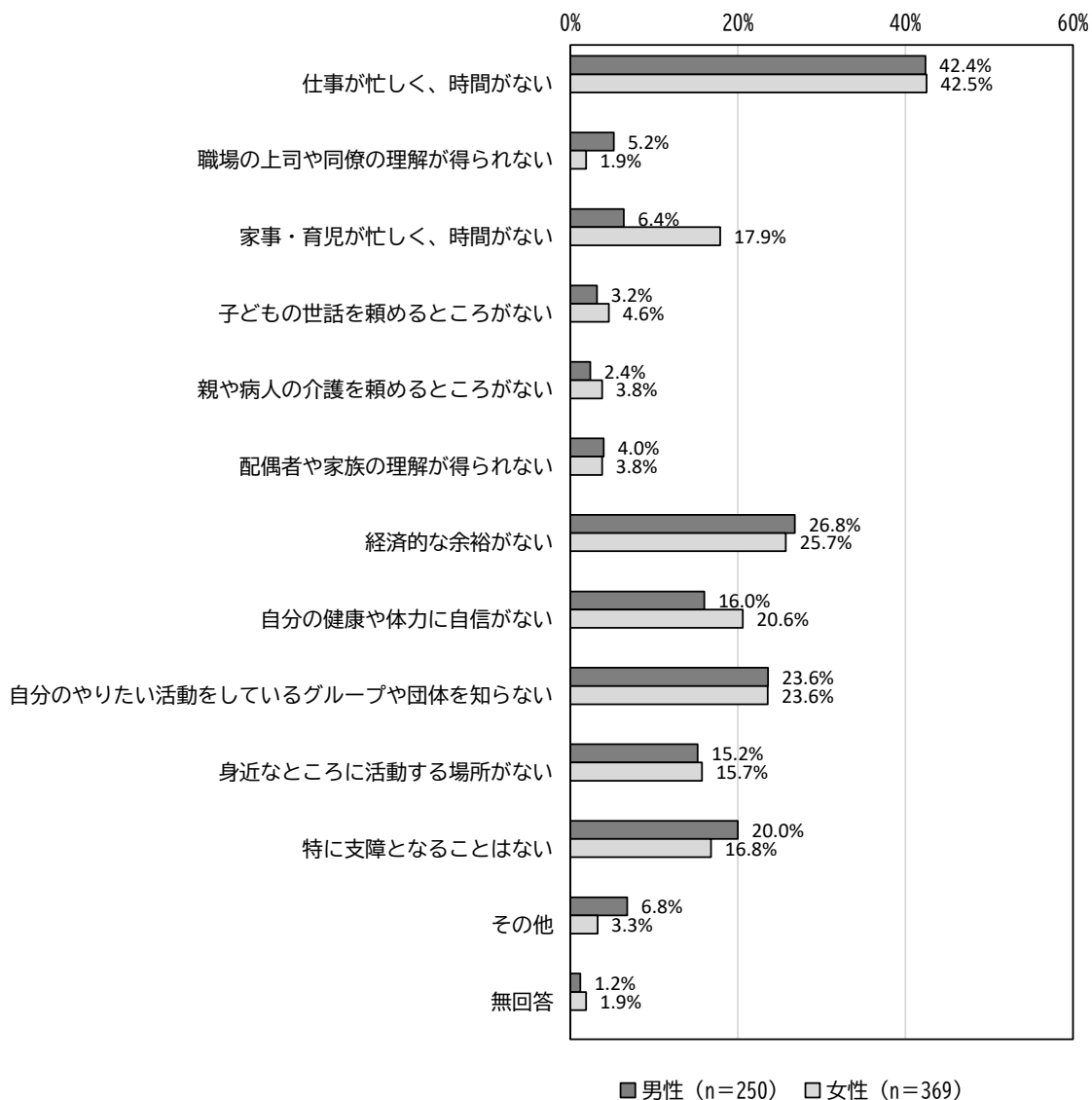
### ＜女性が働き続けるために特に必要なこと＞



## (7) 社会活動・地域活動などについて

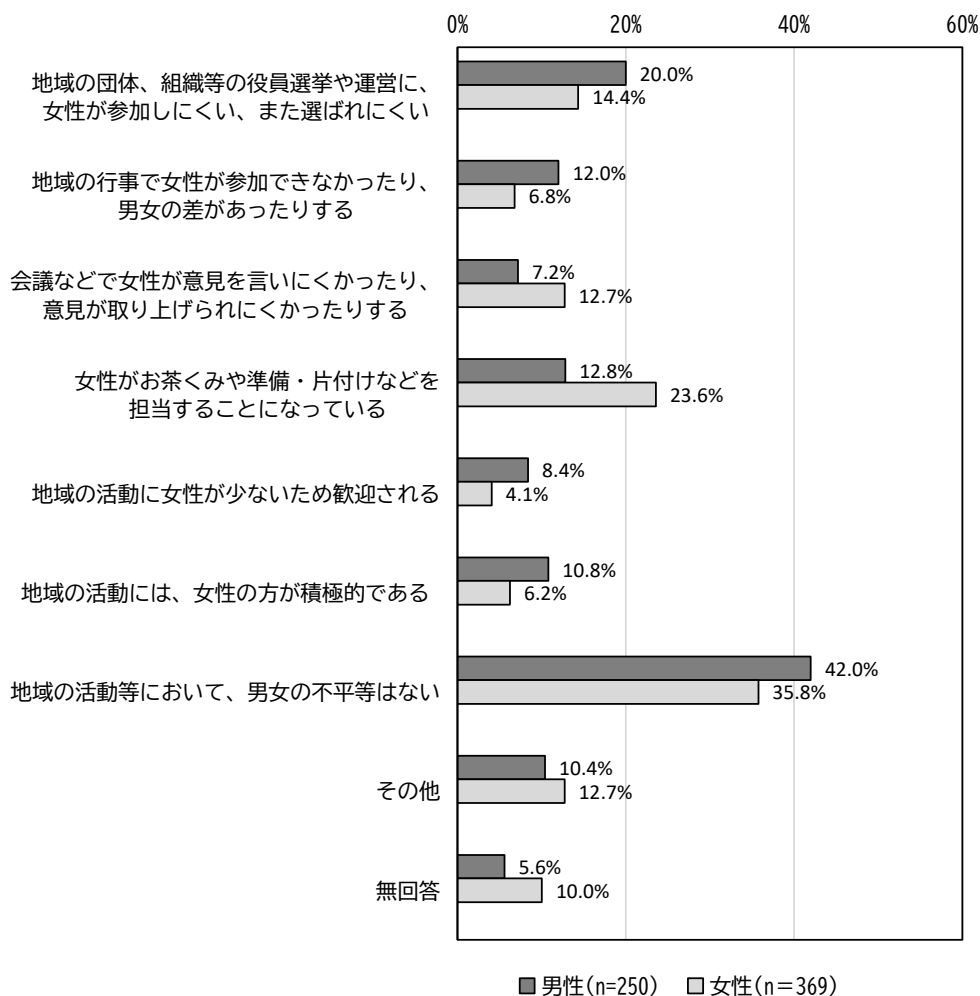
社会活動や地域活動への参加の支障となっている要因としては、「仕事が忙しく、時間がない」ことが男女ともに最も高く、次に「経済的な余裕がない」「自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない」の回答が高くなっています。

### <社会活動・地域活動に参加しようとする際に支障になっていること>



また、地域の実情では、男女ともに「男女の不平等はない」と回答した割合が最も高くなっていますが、女性は「女性がお茶くみや準備・片付けなどを担当することになっている」と回答した割合も高い傾向にあり、依然として固定的性別役割分担意識が残っているものと考えられます。

＜住んでいる地域の実情＞

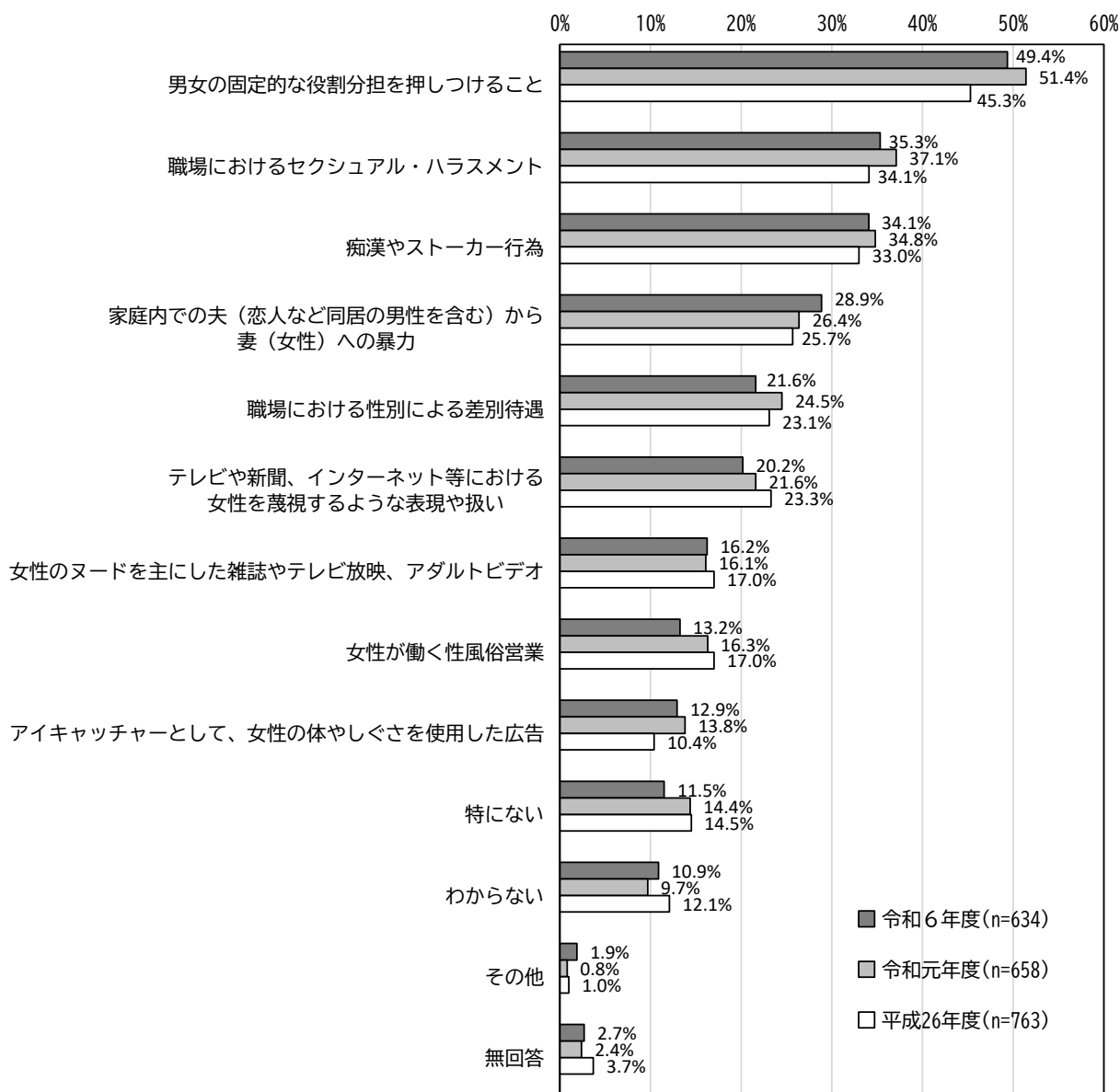


## (8) 人権などについて

女性の人権が尊重されていないと思うことについては、「男女の固定的な役割分担を押しつけること」が49.4%と最も高く、次に「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」が35.3%、「痴漢やストーカー行為」が34.1%となっています。

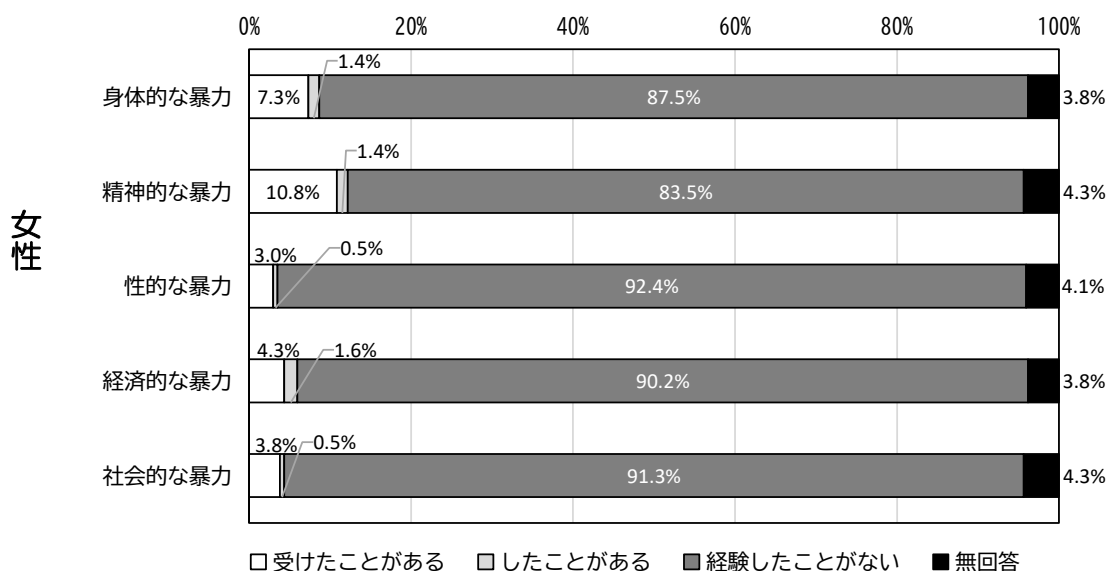
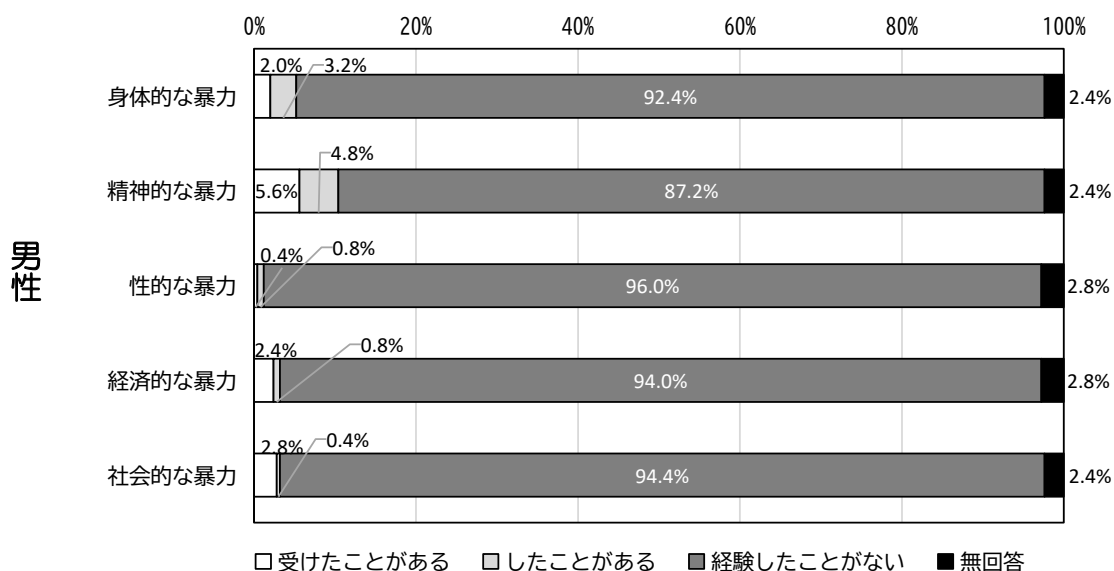
過去2回の調査と比較すると、全体的に大きな変化は見られませんが、「家庭内での夫（恋人など同居の男性を含む）から妻（女性）への暴力」については、調査ごとに回答結果が高くなる傾向となっています。

＜女性の人権が尊重されていないと思うこと＞



DVは、あらゆるケースにて、【経験したことがない】と回答している方の割合が圧倒的に高くなっていますが、「精神的な暴力」については、男性では5.6%、女性では10.8%の方が【受けたことがある】と回答しています。また、「身体的な暴力」については、男性では2.0%ですが、女性では7.3%と差が大きい結果となっています。

<DV 経験の有無>

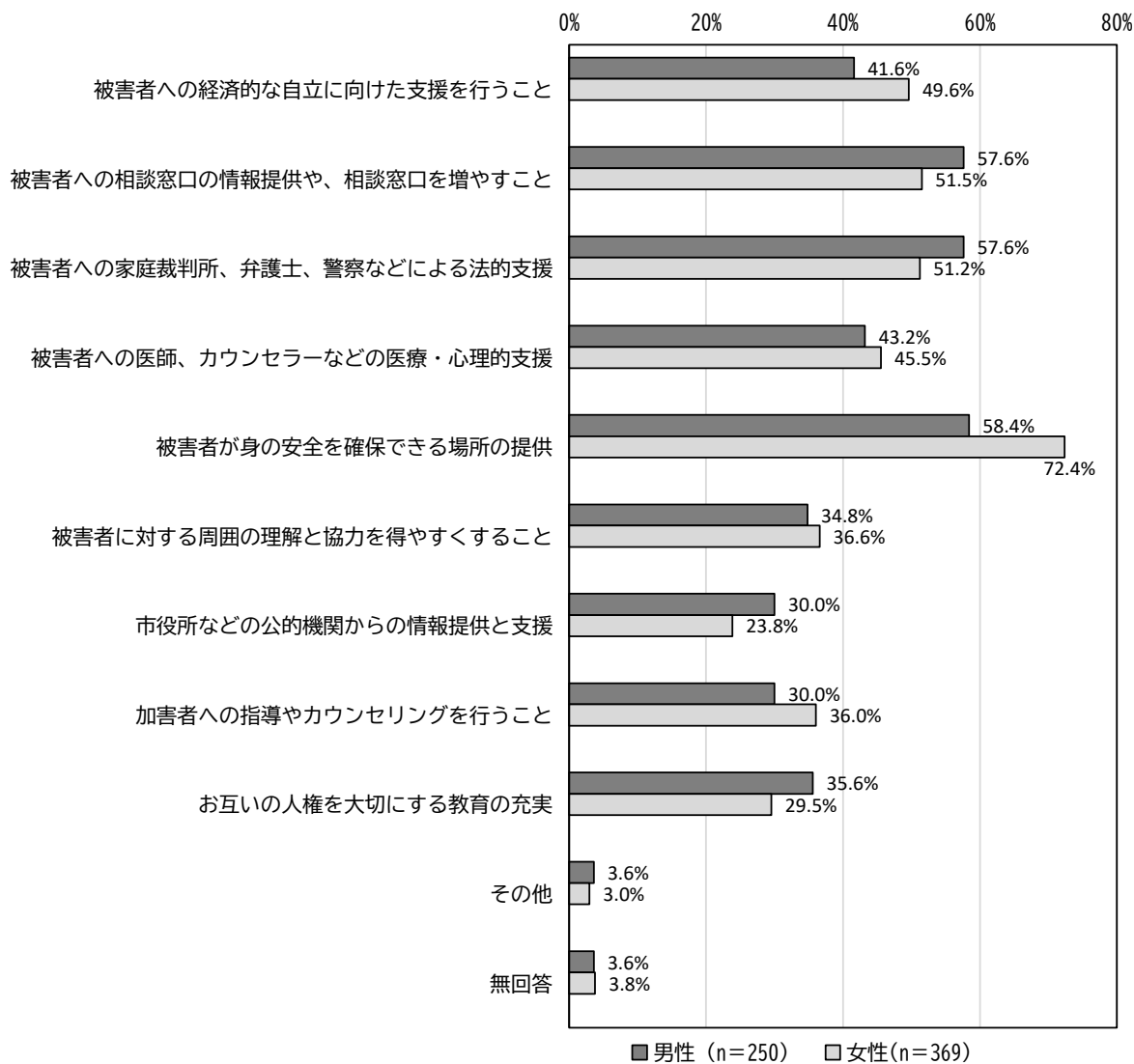


DVに対しての必要な支援としては、「被害者が身の安全を確保できる場所の提供」が男女とも最も高くなっており、特に女性では72.4%と突出しています。

また、「被害者への相談窓口の情報提供や、相談窓口を増やすこと」、「被害者への家庭裁判所、弁護士、警察などによる法的支援」なども高くなっています。

「DV防止法」において、暴力の防止及び被害者の保護に関することについての実施体制等を整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口等に関する情報提供の充実も必要となっています。

＜配偶者や恋人などからの暴力に対して必要な支援＞

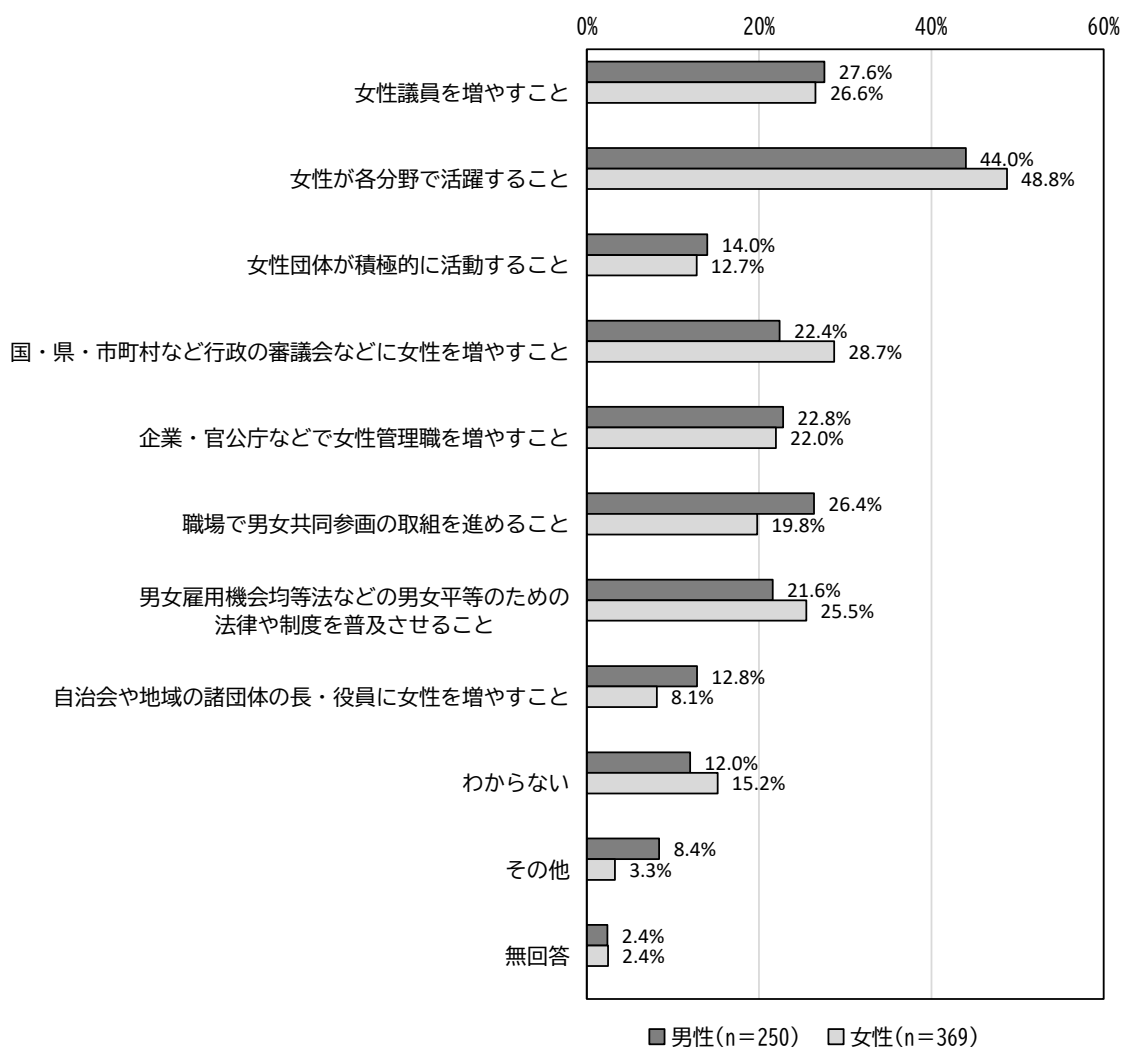


## (9) 男女共同参画について

行政や企業、社会的活動などの方針決定の場への女性の参画を図るために大切なことでは、「女性が各分野で活躍すること」が男女ともに4割を超えて最も高い結果となりました。

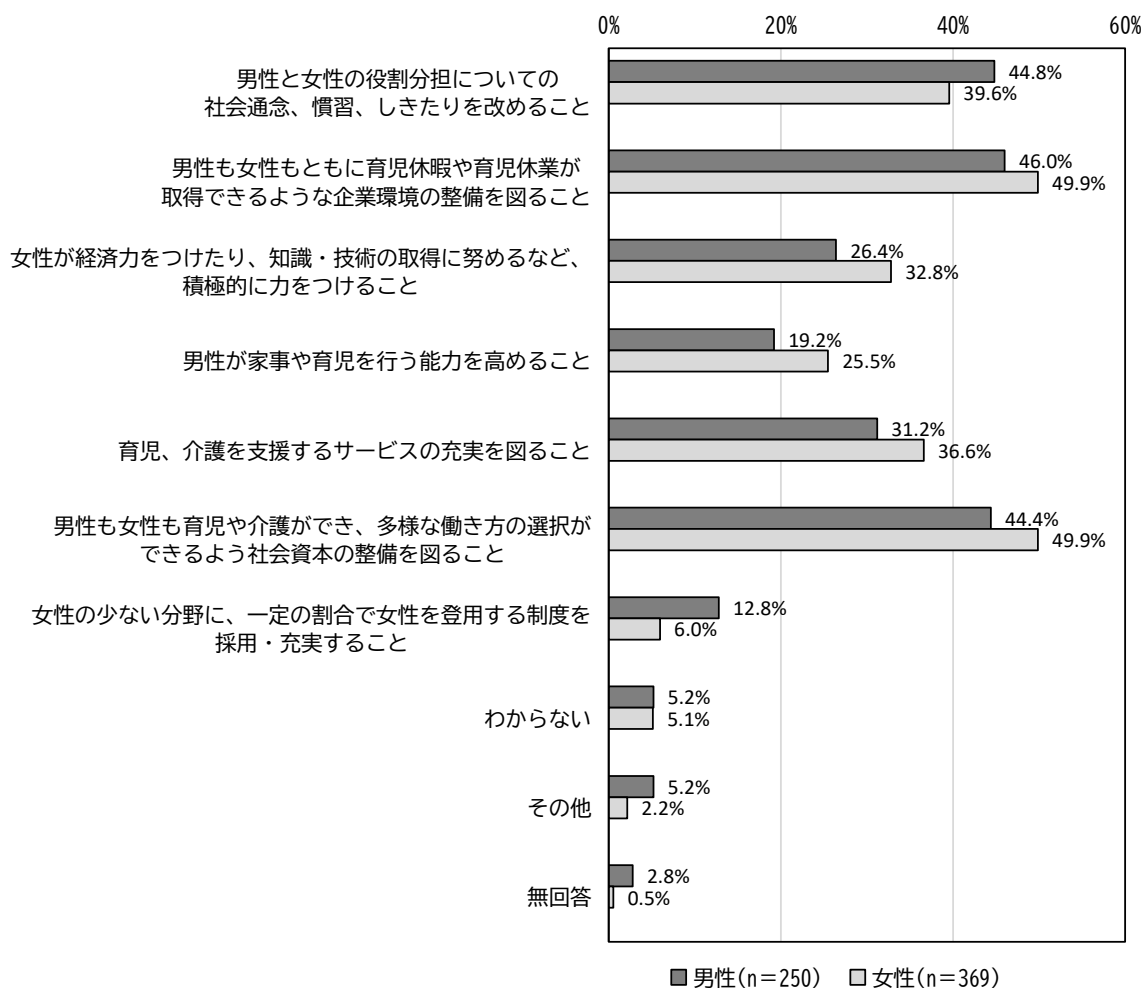
また、「女性議員を増やすこと」は男女ともに高く、女性では「国・県・市町村など行政の審議会などに女性を増やすこと」も高くなっています。

### <行政や企業、社会的活動などの方針決定への女性の参画のために大切なこと>



男女がともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なことでは、「男性と女性の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」や「男性も女性もともに育児休暇や育児休業が取得できるような企業環境の整備を図ること」、「男性も女性も育児や介護ができ、多様な働き方の選択ができるよう社会資本の整備を図ること」等の回答が高くなっており、男女の固定的性別役割分担意識の根深さや、仕事と育児の両立に課題を感じている人が多いと考えられます。

＜男女がともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なこと＞



### 3 統計・アンケート結果から見える課題

#### (1) 人口減少・少子高齢化の進行による、労働力の減少

本市の令和7年の人口は、令和3年より3,000人以上減少しており、そのうちの3分の2が15～64歳の生産年齢人口となっています。今後も働き盛り世代の人口減少が懸念されることから、地域全体でより多くの人材が活躍できる環境づくりが一層重要となります。

本市は、全国や群馬県平均と比べ、女性の労働力率が比較的高い傾向にあります。これからの人口構造を見ると、地域の持続性を支える上では、誰もが能力を発揮しやすい就労環境や働き続けられる仕組みを整備していくことが求められます。

#### (2) 女性の方針決定の場への参画促進

意思決定の場に多様な視点を反映するためには、まず女性の参画を着実に進めていくことが重要ですが、本市の町会・区会などへの女性の参画は少ない状況となっており、参画の在り方や役割分担などについての検討が求められます。一方で、地方自治法に基づく審議会等では女性の参画が徐々に広がりつつあります。

地域の状況に応じて、多くの人が無理なく参画できる方法や活動しやすい環境整備を進めることで、より多様な人が地域づくりに関わる機会を広げていくことが期待されます。

#### (3) 日常生活における意識や役割

アンケート結果によると、「男は仕事、女は家庭」といった旧来の考え方は徐々に減少してきています。一方で、日常生活の多くの場面において、男女の平等感に改善の余地があることや、家庭内における固定的性別役割分担意識は根深く残っている傾向も見られます。

誰もが負担を分かち合い安心して暮らせる環境づくりを進めるためには、男女共同参画の理念や多様な生き方について理解を深める取組を進めることが必要です。

#### (4) DVや男女の人権

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあり、近年では男性からの相談も見受けられるようになってきました。DVは、被害者の尊厳や人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。性別を問わず、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現が求められます。

一方で、DV被害は依然として女性に集中する傾向があり、女性が被害に遭わないための取組や、相談窓口の周知・支援体制の充実が重要です。地域全体でDVに対する理解を深め、被害の未然防止と早期相談につながる環境づくりを進めていく必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

# 男女共同参画社会の実現

～ 誰もが、ともに尊重し合い、

思いやりと活力あふれるまち 沼田 ～

すべての人が、その個性と能力を存分に発揮し、安心して生き生きと暮らせる社会を実現するためには、性別や年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが平等に社会参画できる機会を保障し、互いの尊厳を尊重していかなければなりません。

また、家庭や職場、地域といった様々な場面での暴力や差別を許さず、社会に根強く残る固定的性別役割分担意識や慣行、制度などを見直すとともに、多様な価値観や生き方を尊重する意識を広げていくことが必要です。市民一人一人が家庭、地域、職場、学校などで自分らしく活躍し、互いに支え合い、協力し合い、喜びを分かち合える社会の形成が求められます。

本計画は、「沼田市第4次男女共同参画計画」の理念を引き継ぎ、「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田」の実現を目指します。市民一人一人が主役となり、すべての人権が尊重され、自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向けて、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進していきます。

## 2 計画の基本目標

本計画における基本目標は、第4次計画を踏襲し、次の3つを柱として掲げ、実効性の高い施策を推し進めていきます。

### 基本目標1 一人一人が尊重され、支え合うまち

一人一人の人権を尊重し、性別にとらわれない平等な社会の実現は、男女共同参画の根幹です。固定的性別役割分担や慣習を見直し、互いを尊重し支え合う意識を広めることで、誰もが安心して活躍できる社会を築きます。

さらに、次世代を担う子どもたちが互いを認め合い、尊重し合える価値観を育めるようにするため、家庭や学校、地域が連携し、学びや意識づくりの機会を大切にします。

一人一人が尊重され、支え合う社会は、私たちのまちづくりの基本です。日常の中で互いの違いを認め合い、多様な分野で力を合わせることで、誰もが安心して、誇りを持てるまちを目指します。

### 基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

誰もが自らの意思で社会の様々な分野に参画し、能力を発揮できることは、活力ある地域を築く基盤です。

意思決定の場をはじめとする多様な分野で、誰もが活躍できる環境を整えるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を支え、仕事と家庭、地域活動の両立を支えます。

心身の健康や親子のつながりを大切にしながら、性別にとらわれず誰もが協力し合い、安心して活躍できるまちを目指します。

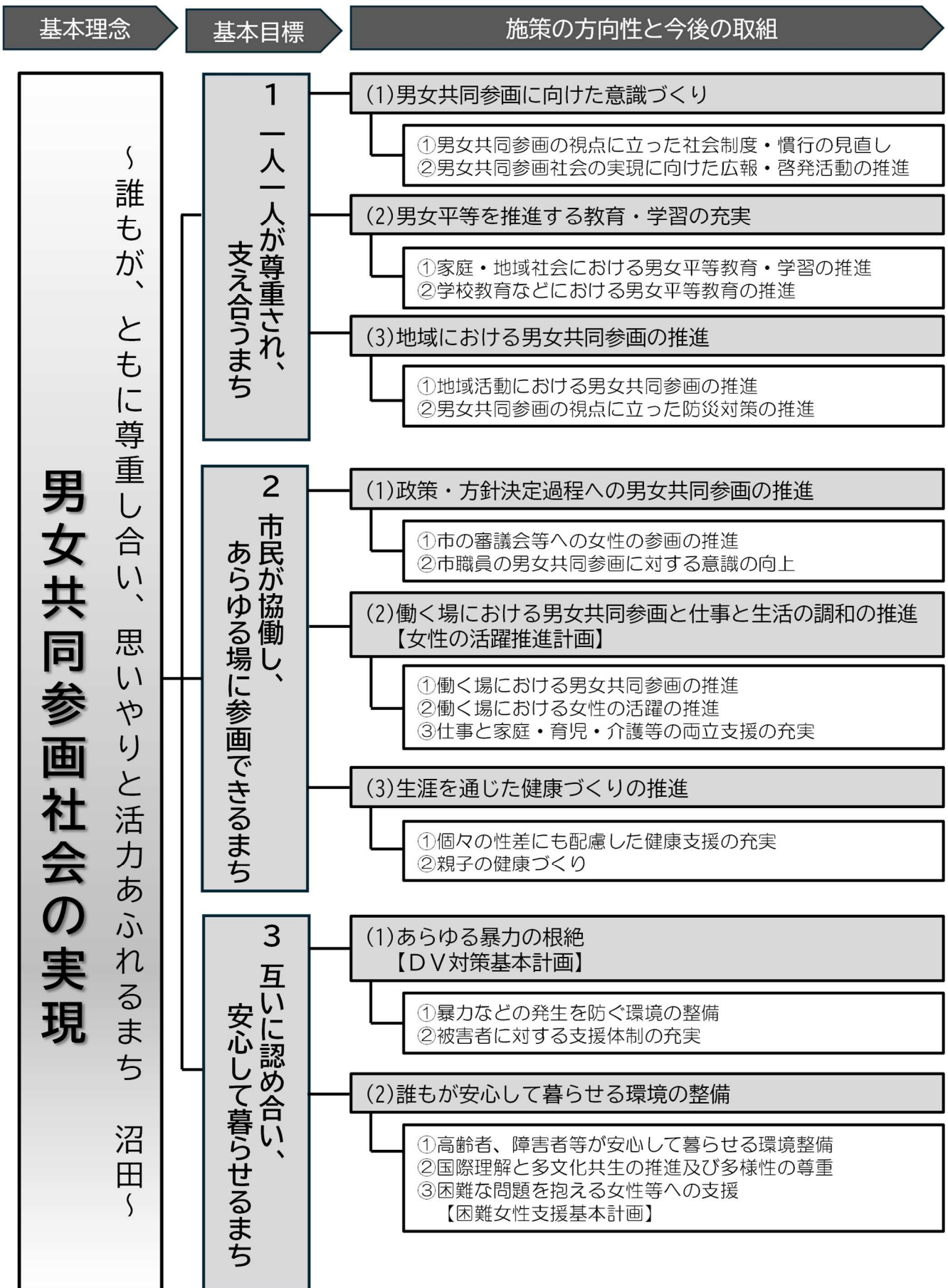
### 基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち

年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、暴力や差別を許さない社会意識の醸成と、被害者を支える仕組みづくりが欠かせません。

配偶者やパートナーからの暴力は、重大な人権侵害であり、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な支配や圧力もこれに含まれます。こうした問題の潜在化を防ぎ、誰もが安心できる地域社会を築くためには、地域ぐるみの理解と協力が必要です。

さらに、困難な状況にある女性への支援や、孤立を防ぐ取組を進めることで、誰もが生涯を通じて尊重され、安心して暮らせるまちを目指します。

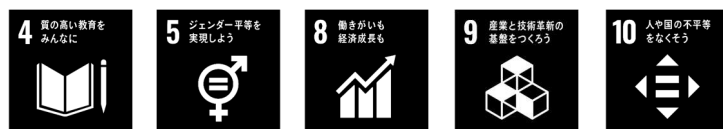
### 3 計画の体系





# 第4章 施策の内容

## 基本目標1 一人一人が尊重され、支え合うまち



### (1) 男女共同参画に向けた意識づくり

男女がともに尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、男女共同参画の意識づくりを推進します。

#### ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

##### 課題

- ・市民意識調査では固定的性別役割分担意識は減少傾向にありますが、完全には払拭されていないと言えます。（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に反対と回答した人の割合は高く、令和元（2019）年度調査と比較すると、賛成は0.9ポイント減少、反対は7.5ポイント増加。）
- ・固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度や慣行が、個人の生き方の選択を制約する傾向が見られます。

##### 取組・今後の方向性

- ・刊行物や行政文書の表記見直しなど、表現・表象における無意識の偏見への配慮を継続します。
- ・多様な生き方の選択を可能にする社会の実現に向け、旧来の社会制度・慣行の払拭を図ります。

No.	取組	取組内容	担当課
1	市の刊行物における表現の配慮	市で発行している「広報ぬまた」などの刊行物について、固定的性別役割分担にとらわれない表現になるように配慮します。	秘書課
2	行政文書における表現の配慮についての情報提供	行政文書などにおいて、男女共同参画の視点に基づいた表現方法等について、情報提供を行います。	市民協働課

## ② 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

### 課題

- 男女共同参画に関する啓発活動は行っているものの、市民意識調査では「社会通念・慣習・しきたりにおいて」や「地域社会において」平等になっていると感じる人の割合が低い傾向にあります。
- 性差別や固定的性別役割分担意識、偏見を払拭していくための、意識改革が課題となっています。

### 取組・今後の方向性

- 男女共同参画に関する啓発活動を継続し、充実を図ります。(講演会の開催、情報紙の発行、市広報紙やホームページ等を活用。)
- 市民意識調査結果を踏まえ、社会通念や地域社会での平等感を高めるため、セミナー等を通じて重点的な啓発を推進します。
- 世代ごとの理解度の違いに応じて、効果的な広報媒体や啓発方法を選択し、具体的な事例を交えた情報発信を行います。

No.	取組	取組内容	担当課
3	男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画情報紙「ハピネス」を発行するとともに、「広報ぬまた」や市ホームページ等を活用し、男女共同参画についての啓発を行います。	市民協働課
4	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画についての意識啓発を行うため、著名人等による講演会や、男女共同参画の視点に立って率先して活動する者の人材育成を目的に市民を対象とした男女共同参画講座を開催します。	市民協働課

## (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

家庭、学校、地域が一体となり、性別にとらわれない価値観を育むため、教育現場での学習機会の充実や教材の改善、教職員・保護者への啓発を進め、子どもたちが互いを尊重し合える社会を築きます。

### ① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

#### 課題

- ・市民意識調査では、家庭内の役割分担は「共同で行うことが理想」と考える割合が高い一方で、実際には「家事や育児を妻が担う」ことが依然として多い傾向にあります。
- ・固定的性別役割分担意識が家庭や地域で残っており、男女共同参画の実現における課題となっています。

#### 取組・今後の方向性

- ・家庭教育や生涯学習等の機会を通じて、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。
- ・男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会を充実させ、市民一人一人がその意義を理解し、実践できるよう支援します。

No.	取組	取組内容	担当課
5	人権教育講座	市民の生活を充実させるため、人権講座やコミュニケーションスキルなどの生涯学習講座を実施します。	生涯学習課
6	沼田市小中学校 PTA連合会	児童生徒の健全な育成のため、PTAに関し男女共同参画を推進し、健全なPTAの発展を促進します。	生涯学習課

## ② 学校教育などにおける男女平等教育の推進

### 課題

- 男女共同参画や人権尊重の理念を、早い段階から浸透させていく必要があると考えられます。
- 人権課題が多様化・複雑化するとともに変化のスピードが速く、教育現場での対応に工夫が必要です。

### 取組・今後の方向性

- 一人一人の個性や能力を伸ばす教育とともに、男女共同参画や人権尊重の理念を身につけ、行動できる力を育む人権教育を推進します。
- 社会的性別を生み出さない学習環境の整備を進め、児童生徒が性別にとらわれず能力を発揮できる環境を確保します。
- 児童生徒が男女共同参画社会の担い手としての資質や能力を身につけることができるよう、教育内容の充実を図ります。

No.	取組	取組内容	担当課
7	人権教育	「沼田市人権教育推進方針」に基づき、「沼田市SNSルール」などを活用し、学校教育の場における人権教育を推進します。 併せて、児童生徒に対し、学級活動や道徳の授業の中で男女共同参画についての学習を実施します。	学校教育課
8	教職員研修	道徳教育指導者養成研修や人権教育推進協議会、地区別人権教育研究協議会などで男女共同参画教育について研究し、学校現場で活用します。	学校教育課

### (3) 地域における男女共同参画の推進

女性の社会参画の意義を啓発し、人材育成や各分野での活躍支援を通じて、男女がともに才能を発揮できる地域社会の形成を推進します。

#### ① 地域活動における男女共同参画の推進

##### 課題

- ・地域において男女共同参画を推進するためには、地域と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。
- ・女性行政区長が極めて少なく（令和7年4月現在0人）、地域の意思決定の場での女性参画が課題となっています。

##### 取組・今後の方向性

- ・市民に対して地域活動やボランティア活動の情報提供を行い、指導者や担い手の育成を推進します。
- ・活動団体の支援・連携を強化し、方針決定の場への女性参画を促進します。
- ・町会、区会などに対して、男女がともに主体的に参画できるよう啓発活動を行い、誰もが個性と能力を発揮できる環境づくりを進めます。

No.	取組	取組内容	担当課
9	市民活動の支援	市民と行政が、互いの特性や能力を活かしながら目的を共有し、地域課題などの解決に向け、男女が連携、協力して取組を進めます。	市民協働課
10	放課後子ども教室推進事業	すべての子どもが放課後や週末等を安全・安心に過ごすため、地域・家庭・学校が連携し、地域の方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行います。	生涯学習課
11	初級指導者養成講座	市内の子ども会指導者等を対象に、青少年地域指導者の資質向上を図ることを目的として、各種講座・実技研修等のプログラムを実施します。	生涯学習課
12	沼田市青少年育成相談センター補導員会	補導員としての任務遂行に万全を期し、青少年の健全育成に資するため、補導員相互の連絡調整と研修を実施します。	生涯学習課
13	地域学校協働本部事業	幅広い層の地域住民・団体等が参画するネットワークにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とする地域づくりを目指すため、地域・家庭・学校が連携・協働する体制づくりを推進します。	生涯学習課
14	生活研究グループなどの活動支援	女性が活動しやすい環境づくりのため、生活研究グループなどへの活動支援を行います。	農林課

## ② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

### 課題

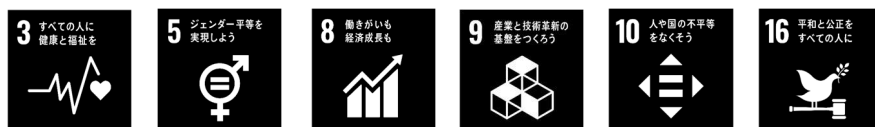
- 被災時に避難所等で発生する、多様な被災者のニーズへの対応が必要です。
- 性別や個々の属性によって、防災に関するニーズや課題が異なるため、多様な視点を踏まえた取組が求められます。

### 取組・今後の方向性

- 防災政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。
- 自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域の様々な団体と協働して防災対策を推進します。

No.	取組	取組内容	担当課
15	男女が参画する防災対策の推進	防災会議において女性委員を委嘱するなど、多様な意見が反映されるよう努めるとともに、地域団体等との協働による防災対策の充実を図ります。	地域安全課

## 基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち



### (1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

審議会等への登用や人材育成、市職員の適材適所配置を通じて、政策・方針決定過程に男女共同参画の視点を組み込んだ取組を推進します。

#### ① 市の審議会等への女性の参画の推進

##### 課題

- 市民意識調査では、行政や企業などの方針決定への女性参画に必要なこととして、「女性が各分野で活躍すること」「職場で男女共同参画の取組を進めること」「男女平等の法律や制度の普及」が挙げられています。
- 政策立案や方針決定への参画機会がこれまで少なかった女性が、社会のあらゆる場で能力を発揮できる環境は十分には整っておらず、個人の意識や社会の仕組みに課題が残っています。

##### 取組・今後の方向性

- 日常生活に深く関わる市の施策や方針決定の場に、男女がともに参画する基盤を確立します。
- 女性の意見や価値観を政策に反映できるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけます。

No.	取組	取組内容	担当課
16	審議会等の女性委員の登用の促進	市で設置している審議会等について、役職指定を見直すなど、女性委員の積極的登用を促進します。	市民協働課

## ② 市職員の男女共同参画に対する意識の向上

### 課題

- 男女共同参画を実現する上で、職員一人一人が十分に男女共同参画の視点を持つことが重要です。
- 女性職員の管理職登用や職域拡大、人材育成が課題となっています。

### 取組・今後の方向性

- 女性職員の管理職登用に向けた意識啓発を進め、職域拡大や人材育成を推進します。
- 職員一人一人の男女共同参画に対する理解を深め、関係各課と緊密に連携しながら、各施策を適確に推進します。
- 広い視野に基づいた行政運営を推進し、男女共同参画の視点を行政全体に浸透させます。

No.	取組	取組内容	担当課
17	職員研修の実施	新規採用職員及び管理職を含む職員について、男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います。	職員課 市民協働課
18	女性管理職登用の推進	女性管理職の登用を推進するため、人材育成に努めます。	職員課

## (2) 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進 【女性の活躍推進計画】

性別にかかわらず誰もが能力を發揮できる職場環境の実現に向けて、就労環境の改善や多様な働き方への対応を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や子育て・介護支援体制の充実を図ります。

### ① 働く場における男女共同参画の推進

#### 課題

- ・雇用における男女平等な機会や待遇の実質的な確保が依然として求められています。
- ・市民意識調査において、男女別の生活の中での活動の優先度は、【希望】では、男女とも「仕事を優先」は低い傾向ですが（男性 4.4%、女性 7.9%）、【現実】の「仕事を優先」では、男性は 38.4%、女性 30.1%と男女とも【希望】と【現実】に大きな乖離があります。また、男性の方がその差が大きく、男性の方がより仕事に時間を割かざるを得ない現状にあります。
- ・沼田市においては、統計上、群馬県や全国平均よりも女性の労働力率が高い傾向にあり、仕事と生活の調和を、より図っていく必要があります。

#### 取組・今後の方向性

- ・労働環境や条件に関する情報提供を行い、適正な雇用関係が築けるよう、理解促進を図ります。
- ・市民の希望に沿った働き方を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの促進を図り、仕事と生活の調和が取れた働き方への見直しを推進します。

No.	取組	取組内容	担当課
19	市民及び市内事業所への法制度等の周知及び情報提供等	性別による固定的な就労意識や差別等が起こらないよう、「男女雇用機会均等法」などの制度の周知を図るとともに、労働環境の整備などについての情報提供を行います。	産業振興課
20	農業経営における家族経営協定の推進	家族が、相互に責任のある経営への参画を通じて、魅力的な農業経営を確立するとともに、それぞれの立場を尊重しあい、健康で民主的な明るい家庭を建設するために、「家族経営協定」の締結を推進します。	農業委員会事務局
21	ワーク・ライフ・バランスの促進	固定的性別役割分担意識を見直し、男女共同参画社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。	市民協働課

## ② 働く場における女性の活躍の推進

### 課題

- ・結婚・出産・子育てなどライフステージの変化により、女性の就労が一時中断するケースが多く、その結果、『非正規雇用の割合が高くなる』『賃金格差や職場での地位の低さにつながる』『貧困に陥るリスクが高まる』などの懸念があります。

### 取組・今後の方向性

- ・女性が自らの意思で職業生活を継続・選択できるよう、就業支援やキャリア形成支援を推進します。
- ・ライフステージの変化に対応できる柔軟な就業環境や制度の整備を進め、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

No.	取組	取組内容	担当課
22	女性が働きやすい職場環境の推進	家庭生活と両立が可能となる職場環境の整備や、短時間勤務など多様な働き方について普及を図るとともに、事業主への「女性活躍推進法」の周知に努め、事業主行動計画の策定を促進します。 また、家庭の事情により退職した女性の再就職などを支援するとともに、就業情報の提供を行います。	市民協働課 産業振興課
23	起業に対する支援	起業を目指す人に対し、ノウハウの取得や資金調達の情報提供などの支援を行います。	産業振興課

### ③ 仕事と家事・育児・介護等の両立支援の充実

#### 課題

- ・市民意識調査において、家事・育児・介護等を「妻」が担当している割合は依然として高い傾向が見られます。
- ・仕事と家庭生活（家事・育児・介護等）の両立が難しく、安心して生活できる環境整備が求められています。

#### 取組・今後の方向性

- ・保育・介護サービスの充実を図り、子育てや介護と仕事の両立を支援します。
- ・家庭内の固定的性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児・介護等への主体的な参画を促進するため、学習機会を増やすとともに、啓発を図ります。

No.	取組	取組内容	担当課
24	子育て支援の充実	子育て支援を充実させるために、「ファミリー・サポート・センター事業」の実施や、多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病児保育などの保育サービスの充実を図ります。 また、子育て世代が利用しやすい環境整備と情報提供の充実に努めます。	こども課
25	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後や夏休みなどの長期休暇中に安心して生活できる居場所として学童クラブを設置し、児童の健全な育成支援に努めます。	こども課
26	男性の育児参加の推進	妊娠届出時に父親の育児休暇取得の推奨をするとともに、マタニティセミナーへの両親参加、啓発パンフレットの配布などにより、男性の育児参加を推進します。	こども課 健康課

### (3) 生涯を通じた健康づくりの推進

誰もが生涯にわたり自立した生活をするため、健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進のための事業を実施し、暮らしやすい地域づくりを目指します。

#### ① 個々の性差にも配慮した健康支援の充実

##### 課題

- ・市民一人一人がライフステージに応じた健康診査やがん検診等を受診し、心身の健康を保持・増進するための意識づくりが必要と考えられます。
- ・移動手段・情報取得の制約により、健康づくりへの参加が難しい市民がいることも考えられます。

##### 取組・今後の方向性

- ・健康に関する学習機会や情報提供を充実させ、市民が利用しやすい健康増進事業を実施します。
- ・誰もが健康づくりに取り組める環境を整備します。
- ・健康づくりを地域ぐるみで推進し、健康寿命を地域全体で引き上げる取組を推進します。

No.	取組	取組内容	担当課
27	国民健康保険 (特定健康診査事業、特定保健指導事業、人間ドック検診助成事業等)	内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査により、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施します。 人間ドック検診助成により、疾病予防と健康管理意識の高揚を図ります。	国保年金課 健康課
28	がん検診等事業 (肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がん、歯周病検診、骨密度検診)	個別通知等による情報発信や各地区で検診を実施することにより、受診者数の増加に努め、死亡率の上位を占めるがんの早期発見及び健康の保持増進を図ります。	健康課
29	健康教育事業/ 健康相談事業/ 介護予防普及啓発事業/ 高齢者筋力向上トレーニング	健康や介護予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、適切な指導や支援を行い、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。	介護高齢課 健康課

No.	取組	取組内容	担当課
30	地域保健活動事業 (保健推進員、食生活改善推進員等の活動)	地域住民に密着した総合的な健康づくり活動を推進します。	健康課
31	スマートウェルネス推進事業	「歩いて健康になるまちづくり」を目指し、ウォーキングを中心としたスポーツの推進により健康増進を図るとともに、地域を歩くことや健康関連事業への参加で付与されるポイントを身近な協賛店で買い物に利用できるようにすることで、地域のきずなを育みながら、まちづくりに取り組みます。	健康課

## ② 親子の健康づくり

### 課題

- ・少子化や孤立する子育て世帯の存在など、子育てを取り巻く社会構造が大きく変化しています。
- ・核家族化や共働き世帯の増加などにより、家族形態が多様化し、親子を取り巻く環境が複雑化しています。
- ・妊娠期から育児期に不安を感じる女性が増加しています。

### 取組・今後の方向性

- ・妊娠期から育児期までを支える相談体制を強化し、切れ目のない支援体制を構築します。
- ・個々の健康状態に応じたきめ細かな支援体制を整備します。

No.	取組	取組内容	担当課
32	母子保健相談指導事業 (妊婦健康診査、マタニティセミナー、母子訪問、育児相談等)	妊産婦、乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠、出産及び育児に関し、個別的・集団的に必要な指導、助言を行い、育児不安を解消し、安心して健やかな子どもを産み育てることができるよう支援します。	こども課 健康課
33	乳幼児健康診査	発達の節目を捉えて健康診査を実施し、成長・発達を確認し心身の異常の早期発見を努めるとともに、育児指導を行い乳幼児の健康の保持増進を図ります。	健康課

## 基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち



### (1) あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

すべての人が人権侵害や暴力から守られ、また、人権侵害の被害を受けた人が、自らの尊厳を回復できる社会を目指し、啓発と被害者支援を推進します。

#### ① 暴力などの発生を防ぐ環境の整備

##### 課題

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況を見ると、配偶者等からの暴力（DV）の被害者は多くが女性ですが、最近では男性被害者も増加傾向にあります。
- 固定的性別役割分担意識や女性の経済的自立の困難さにより、女性が軽視され家庭内の暴力の要因になっている可能性が考えられます。
- 子どもや高齢者、障害者などに対する暴力・虐待にも重きを置く必要があります。

##### 取組・今後の方向性

- 「DV防止法」の周知を図り、暴力を許さない社会的認識の醸成を進めます。
- 被害者（2次被害含む）への理解を深めるための意識啓発を推進します。
- 若年層を対象にデートDV防止の取組を実施します。

No.	取組	取組内容	担当課
34	DVに関する意識啓発	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、パンフレットやホームページ等を活用し市民への意識啓発に努めます。また、若年層へのデートDV防止のための啓発活動を行います。	市民協働課
35	民生児童委員による地域の見守り	民生児童委員と警察署や民間事業者等が協力して、地域における見守り活動に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。	社会福祉課

## ② 被害者に対する支援体制の充実

### 課題

- ・ 市民意識調査の結果、配偶者や恋人からの暴力を受けた人のうち、約4割は「どこにも相談しなかった」と回答しており、被害が潜在化しています。

### 取組・今後の方向性

- ・ 相談窓口の周知を図ります。
- ・ 研修会等への参加を通じて担当職員の資質向上を図り、相談しやすく、問題解決に向けた的確な対応に努めます。
- ・ 庁内関係部署や県などとの連携を強化し、被害者が生活を再建できる総合的な支援体制を整備するとともに、支援を要するすべての子どもやその家庭への切れ目のない支援体制を構築します。

No.	取組	取組内容	担当課
36	相談窓口及び支援体制の充実	相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、関係部署等との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。	市民協働課
37	こども家庭センターによる相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保に向けて、専門職等の資質向上を図るとともに、総合的かつ継続的な支援を行います。	こども課
38	要保護児童対策地域協議会による連携	子どもの虐待防止だけでなく、支援を要するすべての子どもとその家庭について、関係機関が情報交換や必要な支援等について協議し、連携して対応します。	こども課

## (2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化や介護の長期化・重度化に伴い、介護者の家族の負担が過大にならないよう、介護・福祉サービス事業者への支援の充実を図ります。また、高齢者・障害者が意欲や能力に応じて社会参画できる環境を整備し、在住外国人も含めた誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### ① 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境整備

#### 課題

- ・高齢者・障害者がいる家庭に介護の負担が集中する傾向にあります。
- ・介護が必要な人への、男女共同参画の視点に配慮した支援体制が必要です。

#### 取組・今後の方向性

- ・「生き生き長寿のまちづくり計画」「沼田市障害福祉計画」に基づき、サービスの充実を図ります。
- ・男女がともに家庭生活や社会活動に参画できるよう、高齢者・障害者への支援と介護者への支援を男女共同参画の視点で充実を図ります。
- ・高齢者・障害者の生活環境向上や自立支援を推進し、安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。

No.	取組	取組内容	担当課
39	高齢者の生きがいづくり	高齢者の社会参加や福祉の向上を図り、充実した生活を送れるよう、各種事業の実施や施設利用の助成等を行います。	介護高齢課
40	日常生活支援	ひとり暮らし高齢者等が安心して生活し続けるため、声かけ訪問等の見守りや安否確認等の事業により支援するとともに、家族介護の負担軽減に努めます。	介護高齢課
41	お互いさまのまちづくり	各地域にコーディネーターを配置し、高齢者等が孤立せず、気軽に集える「居場所」の運営や、買い物などの日常生活を支援する「支え合い」等の仕組みなど、安心して住み続けられる地域づくりを支援します。	介護高齢課
42	認知症にやさしいまちづくり	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、多彩な協力団体によるネットワークやサポーター養成などにより、認知症に対する正しい知識・理解を深め、地域による見守りや支援体制の強化に努めます。	介護高齢課

No.	取組	取組内容	担当課
43	高齢者の包括的支援事業	<p>高齢者やその家族の介護、福祉などの相談を受け、関係機関とのネットワークを生かしながら、適切なサービスや機関、制度等が利用できるよう支援します。</p> <p>また、高齢者に対し包括的かつ継続的にサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメントを支援します。</p>	介護高齢課
44	障害者の社会参加促進	<p>障害のある人の社会参加の促進と障害のある人に対する理解を深めるため、障害の有無にかかわらず取り組める各種スポーツ事業等を実施します。</p> <p>また、在宅の障害者等のタクシー運賃の一部を援助するなど、障害者等の生活を支援します。</p>	社会福祉課
45	障害者の生活環境の向上	<p>障害者が地域で暮らし続けるための選択肢を増やすため、グループホーム（世話人付き集合住宅）の増設を検討するとともに、利用を促進することにより保護者の心理的負担軽減を図ります。</p>	社会福祉課

② 国際理解と多文化共生の推進及び多様性の尊重

**課題**

- ・文化・慣習の違いによる相互理解が十分な状況にないと考えられます。
- ・言語や情報の不足により、行政サービスや地域活動への参加が困難な人がいます。
- ・災害時や緊急時に必要な支援や情報提供が不十分なケースが想定されます。

**取組・今後の方向性**

- ・中学生の国際交流事業や沼田市国際交流協会と連携した多文化共生事業を実施し、国際理解を促進します。
- ・国際交流活動を通じ、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を図ります。
- ・在住外国人（令和7年10月末現在、1,190人の外国人が本市に住民登録）への生活に関する情報提供や支援を行い、地域社会への円滑な参加を支援します。
- ・ぐんまパートナーシップ宣誓制度の周知と併せて、性の多様性に対する理解促進を図ります。

No.	取組	取組内容	担当課
46	沼田市中学校国際交流事業	国際交流の振興を図るため、市内の中学生が授業の一環として、外国の学校とリモートで交流を実施することにより、国際感覚を身につけ、国際性豊かな人間の育成と友好親善に努めます。	学校教育課
47	各種多文化共生イベント・講演会等の実施	国際理解の促進と多文化共生の推進を図るため、市民・民間団体・法人及び行政が互いに協力し、多文化共生イベントや講演会などを開催します。	企画政策課
48	外国人への支援	日本語教室の開催や外国語による相談・情報提供等を行い、在住外国人の生活を支援します。	企画政策課
49	性の多様性に関する啓発活動	ぐんまパートナーシップ宣誓制度の周知をはじめとして、性の多様性に関する意識啓発を図ります。	市民協働課

### ③ 困難な問題を抱える女性等への支援 【困難女性支援基本計画】

#### 課題

- ・不安定な雇用や収入格差による貧困、社会的孤立などの困難を抱える人が増えてきています。
- ・社会的孤立や地域コミュニティとのつながりが弱く、支援情報や相談窓口の認知が不足している人がいます。

#### 取組・今後の方向性

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、適切な相談対応、一時保護、心理的援助、自立促進のための生活支援を整備します。
- ・生活困窮者への自立支援を通じ、安定した生活が送れる体制を整備し、相談者の状況に応じた支援の充実に努めます。

No.	取組	取組内容	担当課
50	相談窓口の充実及び支援体制の整備 (No.36 再掲)	相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、関係部署等との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。	市民協働課
51	生活困窮者の自立に向けた支援（生活困窮者自立支援制度）	仕事や経済的に困窮するなどの複合的な悩みや問題を抱える相談者を対象に、専門の相談員が相談者に寄り添いながら支援方法を検討し、問題解決に向けて関係機関と連携しながら、「就労のこと」、「住まいのこと」、「家計のこと」、「債務のこと」などについての支援を行います。	社会福祉課
52	ひとり親家庭福祉推進事業	ひとり親家庭の福祉の充実を目的とし、自立に向けた資格取得のための給付金や自立支援員による相談などの支援を行います。	こども課
53	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課



# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画の実効性を高めるため、市、市民、地域団体、事業所が連携・協働して施策を推進する体制を整えます。

### (1) 市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させるとともに、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

また、本計画の推進及び本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、庁内組織の充実及び推進体制の整備に努めます。さらに、有識者や市民代表で構成される沼田市男女共同参画推進委員会を継続して設置し、意見等を反映しながら計画を推進します。

### (2) 市民の役割

一人一人が大切にされ、一人一人の痛みや苦しみに寄り添える温かい社会、そのような男女共同参画社会の実現は、沼田市が住みよい地域になっていくために必要なことであり、一人一人の気付きと行動が欠かせません。そのため市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とし、市が行う男女共同参画推進のための施策に積極的に参加する必要があります。

### (3) 地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所は、事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努める責務があります。そのため、市が行う男女共同参画推進のための施策に積極的に参加する必要があります。

## 2 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、PDCAサイクルの形成と運用を念頭に置きつつ、進捗状況や成果を把握し、必要に応じた施策の見直しを行います。

各事業の実施状況等については、毎年度、担当課による自己評価を行い、その結果について、沼田市男女共同参画推進委員会での協議及び沼田市男女共同参画庁内推進会議への報告を経て、市民に公表します。

### 3 数値目標の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、令和12(2030)年度までに達成すべき目標値を、主な施策に対し設定します。

#### 目標指標

基本目標	項目		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	出典・担当課	
1 一人一人が尊重され、支え合おうまち	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		49.8%	55.0%	意識調査	
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女が「平等になっている」と回答した人の割合		26.7%	50.0%	意識調査	
	男女共同参画に関する講演会の参加者数		60人	100人	市民協働課	
	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		50.5%	55.0%	意識調査	
2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	市の審議会等における女性委員の割合	※1	23.9%	30.0%	市民協働課	
		※2	20.0%	30.0%		
	関係 女性活躍推進法	職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		46.8%	55.0%	意識調査
		現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で分担している人の割合		22.4%	30.0%	意識調査
		市職員の管理職のうち女性の割合		15.4%	35.0%	職員課 市民協働課
	女性の区長の人数		0人	2人	市民協働課	
	家族経営協定の締結数		52組	60組	農業委員会事務局	
	国民健康保険特定健康診査の受診率	男性	41.4%	60.0%	国保年金課 健康課	
女性		49.9%	60.0%			
乳がん・子宮頸がん・前立腺がんの受診率	乳がん	11.9%	50.0%	健康課		
	子宮頸がん	12.2%	50.0%			
	前立腺がん	11.9%	50.0%			
3 安心して暮らせるまち	DVを経験した(「受けたことがある」、「したことがある」と回答した人の割合)	身体	7.1%	0%	意識調査	
		精神	11.5%			
		性的	2.7%			
		経済的	5.1%			
		社会的	4.0%			
	女性相談支援員の配置数		0人	2人	市民協働課	

※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等 (平成24年4月1日から調査開始)

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

# 資料編

## 1 沼田市男女共同参画推進委員会について

### (1) 沼田市男女共同参画推進定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 沼田市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的に施策の推進を図るため、沼田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 沼田市男女共同参画計画に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表又は推薦する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (アドバイザー)

第7条 委員会は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働課において処理する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## (2) 沼田市男女共同参画推進委員会委員名簿

(令和7年度)

氏名	推薦団体等	備考
茂木 恵理子	沼田人権擁護委員協議会	
岡村 親男	沼田市民生委員児童委員協議会	令和7年11月30日まで
高橋 千賀子		令和7年12月1日から
楠淵 美穂	沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	
武井 てい子	沼田市保健推進委員会	
中坪 桂佑	連合群馬北部地域協議会	副委員長
塩浦 敬之	沼田商工会議所	
遠藤 由理子	沼田市農業委員会	
荒木 富美子	沼田市教育研究所	委員長
庭野 智彦	沼田市小中学校PTA連合会	
糸賀 真知子	国際ソロプチミスト利根ぬまた	
飯島 晶代	角屋工業株式会社 ※群馬県いきいきGカンパニーゴールド認証事業所	
尾崎 多美子	特定非営利活動法人 結いの家	
笛田 一男	公募委員	
小林 康子	公募委員	

## 2 沼田市男女共同参画庁内推進会議について

### (1) 沼田市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 沼田市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに総合的かつ効果的に推進するため、沼田市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策についての総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画についての調査・研究に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関し必要と認められること。

#### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 推進会議の委員長は、市民部長をもって充て、副委員長は、市民協働課長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、または関係部課長に対して資料の提出を求めることができる。

#### (ワーキンググループ)

第6条 推進会議に第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査・研究させるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中から委員長が指名する。
- 3 ワーキンググループのリーダーは、市民協働課長をもって充て、サブリーダーはメンバーのうちからリーダーが指名したものがこれにあたる。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。
- 5 リーダーは、ワーキンググループの会議が終了したときは、その経過及び結果を委員長に報告するものとする。

#### (アドバイザー)

第7条 推進会議は、会議の運営の円滑化を図るため、男女共同参画に関し識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

#### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民協働課において行う。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 資料編

## 別表（第3条関係）

区 分	職
委員 長	市民部長
副委員長	市民協働課長
委 員	総務課長 地域安全課長 企画政策課長 社会福祉課長 こども課長 介護高齢課長 健康課長 産業振興課長 農林課長 学校教育課長 生涯学習課長

## 3 男女共同参画関連法

### (1) 男女共同参画社会基本法

【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における

方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

### (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

【抜粋】

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危

害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正 令和7年12月10日法律第84号

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっている

ことに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正 令和4年6月11日法律第63号

### (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念とし

で行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(令和4年5月25日法律第52号)

## 沼田市第5次男女共同参画計画

発行年月 令和8年3月

発行 沼田市 市民部市民協働課  
〒378-8501

群馬県沼田市下之町 888 番地

TEL：0278-23-2111（代表）

FAX：0278-20-1501

URL：<https://www.city.numata.gunma.jp/>